

令和3年第7回東大和市議会厚生文教委員会記録

令和3年12月9日（木曜日）

出席委員（7名）

委員長	木戸岡	秀彦	君	副委員長	実川	圭子	君
委員	上林	真佐恵	君	委員	中村	庄一郎	君
委員	根岸	聡彦	君	委員	東口	正美	君
委員	中野	志乃夫	君				

欠席委員（なし）

委員外議員（6名）

議長	関田	正民	君	5番	森田	真一	君
6番	尾崎	利一	君	14番	和地	仁美	君
15番	佐竹	康彦	君	19番	中間	建二	君

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木	尚	君	事務局次長	並木	俊則	君
議事係長	吉岡	繁樹	君	主任	関口	百合子	君
主任	高石	健太	君				

出席説明員（14名）

副市長	小島	昇公	君	教育長	真如	昌美	君
企画財政部長	神山	尚	君	総務部長	阿部	晴彦	君
子育て支援部長	吉沢	寿子	君	福祉部長	川口	荘一	君
社会教育部長	小俣	学	君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤	和夫	君
文書課長	嶋田	淳	君	保育課長	関田	孝志	君
子育て支援部 副参事	岩崎	かおり	君	子育て支援部 副参事	榎本	豊	君
福祉推進課長	山田	茂人	君	中央図書館長	浴	靖子	君

会議に付した案件

- (1) 第76号議案 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定について
- (2) 3第8号陳情 デフリンピック東京開催を求める意見書の提出に関する陳情

- (3) 3第13号陳情 狭山保育園の段階的廃園に関する議事録の修正に関する陳情
- (4) 3第14号陳情 「日本一子育てをしやすいまち」の具体化に関する陳情
- (5) 3第15号陳情 狭山保育園の段階的廃園の検討のための官民協同による協議体の設立に関する陳情
- (6) 3第16号陳情 市立狭山保育園の存続を求める陳情
- (7) 所管事務調査
社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについて

午前 9時30分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） ただいまから令和3年第7回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、3密を避け、広い空間を取る必要がございますことから、本日もこの全員協議会室において審査等をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（木戸岡秀彦君） 初めに、第76号議案 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定について、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（東口正美君） それでは、質疑をさせていただきます。

今回この事業者を選定され、数者と戦われた中でこの事業者を選定された理由を伺います。

もう1点は、今回この指定管理事業になるということで、市民サービスの向上として具体的にどのような事業が行われるのか。

この2点について質疑させていただきます。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 指定管理者選定委員会において指定管理者の候補者を選定した理由を申し上げたいと思います。

5点あります。

1点目でございますが、御提案申し上げます事業体は、開館時間の拡大によって図書館サービスの向上が最も期待できる事業体であります。現在、桜が丘図書館は火曜日が休館で、開館時間は午前10時から午後5時までであります。清原図書館は、月曜日と火曜日が休館日で、開館時間は午前10時から午後5時までであります。

今後、提案に基づきますと、両館とも月曜日を休館とした上で、火曜日から金曜日まで閉館時間が午後7時と延長されます。これに伴いまして、2つの図書館の開館時間は、現在と比べて、桜が丘図書館が週に8時間、清原図書館が週に15時間、週当たり、現在の開館時間の合計で23時間ほど拡大される見込みであります。この点での市民の利便性が向上すると評価したものであります。

これを1年間51週間で計算いたしますと、年間では、桜が丘図書館においては408時間、清原図書館におきましては765時間の開館時間の拡大につながることになります。これが1点目であります。また、現在平日の祝日は休館日としておりますが、指定管理者制度の導入後は、平日の祝日を開館しますことから、この点におきましても市民の利便性の向上が期待できると考えております。

2つ目であります。指定管理業務を行うに当たっての考え方が優れており、継続的かつ安定した体制での運営が望めることであります。各種研修などにより公立図書館の公平・中立性、基礎的なサービスを担保し、スタッフが安心して長きにわたり働くことができる待遇の実現の対策など、安定した運営が期待できるものであります。

3つ目は、指定管理者として公立図書館運営の十分な実績とノウハウを有していることであります。

御提案申し上げます事業体であります。令和3年5月現在、全国で541館、多摩地区におきましても8自治体、31館の図書館運営を受託しております。図書館受託の実績に裏づけされた図書館運営の経験値を強みとしています。近隣の立川市や青梅市などでも受託をしており、この点におきましても各受託館が相互に連携しながら不測の事態のためのフォロー体制を整えていることを評価いたしました。

4つ目であります。専門的な従事者の安定した配置ができることでもあります。地域事情に明るい地元人材の積極雇用にも努めること、司書の資格を持つ方の採用を積極的に行うこと、司書資格取得支援制度、安定雇用に向けた取組での提案について評価をしております。

5つ目であります。学校やボランティア等との連携や市民の利用促進について、民間ノウハウを生かした事業提案を持つことでもあります。具体的には、図書館を使った調べる学習コンクールなどの独自事業、利用者ニーズの把握、児童サービス、地域の小中学校との連携、ボランティア団体との協働など、多くの事業提案がされたことを評価したものであります。

以上となります。

○中央図書館長（浴 靖子君） それでは引き続きまして、指定管理者制度導入における図書館サービスのよくなる点について御説明したいと思います。

1点目といたしましては、開館時間の増加による利用者の利便性が向上することでございます。こちらにつきましては、ただいま公共施設等マネジメントからお答えしたとおりの状況となります。

2点目といたしましては、幅広い事業実施が可能となることであると考えております。提案のあった事業の中には、これまで市が実施してこなかったものもあります。候補者は、数多くの図書館を受託した経験から、図書館事業についても実施のノウハウをお持ちのようですので、これらによりこれまで図書館をあまり御利用になっていなかった方々に図書館を知っていただくことができ、中央図書館も含め市全体の図書館事業の幅が広がり、質の向上が望めるのではないかと考えております。

指定管理者候補者が提案している独自事業といたしましては、基本事業計画書の例えば23ページに高齢者サービスの拡充としまして、終活セミナー、医療情報サービス、回想サロン、医療に関する特集展示等、また26ページには調べる学習コンクールへの取組、レプリカ展示、科学講座、学習指導支援等、27ページには図書館俳句ポスト、ボードゲームイベント等、32ページにはあかちゃんタイムの実施、33ページには読書ラリー、読書感想文講座、工作教室、子ども司書体験等がございます。

これらの事業の実施については、今後、事業者と調整を進めていきたいと考えておりますが、以上がサービスの向上につながるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（根岸聡彦君） それでは、少し確認をさせていただきます。

指定管理者制度が導入されるに当たりまして、それぞれの館に対する人員配置がどのようになるのでしょうか。

また、その指定管理者が行う業務と市職員が行う業務のすみ分けはどのようになっているのか。

それから、指定管理者と行政との間での連携体制がどのようになっているのか教えてください。

○中央図書館長（浴 靖子君） それではまず、1点目の指定管理者制度が導入されるに当たって、それぞれの館に対する人員配置についてでございますが、基本事業計画書の16ページに記載がございます。こちらマスキングされてしまっているんですけども、平日と土日、祝日に分けて、早番や遅番の人が何時から勤務をして、何時にカウンターに入り、何時に休憩を取るといったようなタイムスケジュールの案が記載されてございます。2館とも同じ表ですけども、どちらも1日に4名ずつを配置予定とのことですよ。

館ごとの総職員数は、現在と同数の各館6名ずつということですよ。図書館運営が開始したら、実際の業務量

や繁忙期を考慮して柔軟かつ効率的な人員配置をしていくとのことでもあります。

続きまして、2館において指定管理者が行う業務と市職員が行う業務のすみ分けについてでございますが、中央図書館は、選書やレファレンス、障害者サービス、市立図書館としての運営業務、サービス計画の企画立案、行政事務などを受け持つほか、各館との連絡調整なども行います。

図書館全体として新たなサービスを開始したり、サービスの内容を変更するような場合は、中央図書館が計画などを立案し、全館共通してサービスを実施するよう指定管理者業者と調整を図ってまいります。そして、地区館が単独で実施する事業につきましては、指定管理者の裁量により、ノウハウを生かして実施していただくことを考えてございます。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（上林真佐恵君） 本議案は、地区館への指定管理者の指定ということですので、改めて公立図書館の在り方など重要な点を幾つか確認します。

まず、公立図書館の役割と市の果たすべき責任について改めて伺います。

○中央図書館長（浴 靖子君） 申し訳ありません。ただいまその前に、根岸委員の質疑に対する答弁漏れがございましたので、先に申し述べさせていただきます。

指定管理者と行政との間の連携体制についてでございます。

こちらは、さきに答弁させていただいたように、選書における連携、レファレンスにおける連携がございます。そのほか事業開催における連携といたしましては、例えば中学生の職場体験や幼稚園、保育園の図書館見学会等は市のほうで各機関に案内を送付、または実施の依頼を受付しまして、相手先が地区館での実施を希望した場合に地区館で受け入れていただく。

また、市全体の事業として現在実施している環境を考える図書展や非核・平和図書展、市が作成し市内学校に配付している夏・冬休みおすすめ本リスト掲載図書の展示などは、指定管理者にも同時期に取り組んでいただくことなどを考えております。そのほか、月に1回程度、連絡調整会議を行いまして、図書館業務について話し合いを行いながら連携してまいります。

以上でございます。

続きまして、上林委員からの御質疑でございます。

公立図書館の役割と市の果たすべき責任についてでございます。

公立図書館の役割についてであります。1点目として、資料の収集、保存により知識や記録を継承することです。2点目としましては、利用者が求める資料や情報を提供することにより知る自由を保障し、生涯学習を支援することでもあります。これらに加え、最近では、居場所としての図書館の役割につきましても重要性を増していると認識しております。

次に、公立図書館を設置する市の果たすべき責任についてであります。平成24年に文部科学省から出されております図書館の設置及び運営上の望ましい基準において、図書館及び分館等の設置や全域サービス網の整備に努めること、地域の実情に即した運営に努めること、資料や情報の相互利用など他の施設や団体等との協力を積極的に推進するよう努めること等が示されております。

最終的には、資料や情報の提供により住民の知る権利を保障することが図書館の設置者たる市の果たすべき責任であると考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 知る権利を保障するという公立図書館の役割、御答弁ありましたので、それしっかり今後も果たしていただきたいというふうに思うんですが、この役割を果たすために必要な図書館職員のスキルについても改めて伺います。

○中央図書館長（浴 靖子君） 司書の資格を取得する際に学ぶ技術としましては、分類の付与やレファレンス、検索の技能などがあります。

東大和市立図書館では、司書資格の有無にかかわらず、身につけていただきたいスキルとして、これらのほかに児童サービスをはじめ、対象別サービスに関する知識や技能、選書や読書相談への対応に当たって、資料の内容を把握し、他に伝えることのできるスキル、レファレンスに使用できる辞典類や地域資料等、基本的な資料についての知識、様々な利用者からの問合せに対し、その方が求めていることを把握し適切な対応ができる対人スキルなどが必要であると考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 非常に専門的なスキルが求められるというふうに思うんですけども、3月の厚生文教委員会でのときの質疑では、指定管理者の指定期間5年ということで、その後同じ指定管理者になるかどうかは分からないという御答弁だったかと思えます。今回の基本協定書を資料で頂いてますけれども、それを見ると、5年以内の指定取消しの可能性ということも書いてあります。

5年という短期間の契約でその地域の事情や歴史にも精通して、今御答弁あったような地域の専門的な知識や経験の蓄積を重ねていくというのは非常に困難だと思うんですけども、この公立図書館業務の継続性ですとか図書館職員に求められる専門性を維持するために市がどのように責任を果たしていくのかお伺いします。

○中央図書館長（浴 靖子君） それでは、公立図書館業務の継続性や図書館職員に求められる専門性を維持するための市が果たすべき責任についてでありますけれども、新たな指定管理者にとって精通するのに時間がかかるのではないかと懸念される地域の事情や歴史につきましては、基本事業計画書9ページに記載がございますが、地域事情に明るい地元人材の積極雇用により対応していただき、また地域資料に関するレファレンスなどは、中央図書館がバックアップしていくことで対応いたします。

図書館運営に共通な専門的な知識につきましては、司書の有資格者を一定割合配置していただくことで質を担保していただけると考えております。

市の果たす責任といたしましては、市からの引継ぎを十分に行うこと、仕様書に指定管理者からの提出を規定しております地区館職員従事者名簿等により、指定管理者職員がどの程度継続して勤務いただいているのかを確認し、仮に職員の入れ替わりが頻繁に起こるようであれば、事情をお聞きし、場合によっては改善を求めることなどをして果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） ただ、協定書の12条を見ますと、労働法規の遵守は求めた上で、こうした責任を市に及ぼさないという契約にもなっています。市が直接責任を負えない仕組み、仕組み上そうなっているので、お任せするしかないということなのかと、それが制度上の限界であって問題点ではないかと思えます。

それと、日本図書館協会の指定管理者制度に対する見解と当市の図書館協議会の答申の結論がどうだったのかということも改めてお伺いしたいのと、あとこの2つの組織、日本図書館協会と当市の図書館協議会、どのような組織なのかということも改めてお伺いいたします。

○中央図書館長（浴 靖子君） 公益社団法人日本図書館協会は、日本の図書館を代表する全国組織として図書館の成長、発展に寄与する活動を展開する団体です。日本図書館協会が平成28年に示した指定管理者制度に対する見解では、指定管理者制度の課題を制度上のもの、手続上のもの、設置者側からのもの、利用者側からのものとして挙げております。

また、東大和市立図書館協議会は、図書館法及び東大和市立図書館協議会条例に基づき設置された機関であります。図書館の運営に関し、図書館長の諮問に応ずるとともに、図書館方針につき館長に対して意見を述べる機関であります。

平成30年に出された図書館協議会からの答申では、現体制を維持しながら見直しを、開館日、開館時間のことでなく図書館サービス全体で見直しを、中央図書館と地区図書館の連携と役割分担を、地区図書館の地域性に考慮をとの御意見をいただきました。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 図書館協議会の答申ということでございましたので、ちょっと私からも答弁をしたいと思いますが、協議会の答申につきましては、今課長のほうから答弁をしたとおりでございます。意見が多々ありましたけれども、その中の意見の中に地区図書館の地域性を考慮してというところがございますので、やはり2つの、桜が丘と清原の図書館は、地域に身近なそういう地区館でございますので、そういうところは大変考慮した部分がございます。

桜が丘図書館につきましては、駅に近いものですので、平日の夜間、こちらを開館する。それから、清原図書館は高齢者が特に利用の方多いので、休館日を減らすということで、事業者からは、平日の夜間も清原開館すると、そういうことも提案いただいておりますので、それぞれ地域の皆様には大変便利になると、そのように考えているところでございます。

また、独自事業についても、数多く魅力的な内容をいただいておりますので、利用者の方には大変喜んでいただけるというふうに考えております。

地区館への指定管理者制度の導入の最大の目的につきましては、市民サービスの向上でありまして、今の予算の中でどれだけ利用者の皆さんに利便性の向上が図れるのか、そちらだというふうに考えておりますので、この事業者から出ております計画書につきましては、その効果が大変期待できる内容になっていると、そのように考えてございます。

ただ、答申の中にも記載がございましたけれども、指定管理者制度の導入を心配される方がおられるということも承知しております。その心配されていたことが起こらないように、事業者とは、今後にはなっていくかもしれませんが、しっかりと連携をしまいたいと考えておりますし、実際導入をした後にも利用者の方から、心配はしていたけどもいいじゃないかと、そういうお褒めをいただけるように最大限努力をしまいたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） いろいろおっしゃっていただいたんですけども、答申は直営を維持しながらのサービス拡充を求めているというふうに思います。それから、日本図書館協会の見解、御答弁ありませんでしたけれども、公立図書館は住民の生活、職業、生存と精神的自由に深く関わる機関であり、地方公共団体の責任において直接管理運営し、住民の権利である資料要求を保障していくことが重要であると考えます。どちらも直営で行うべきというのが共通の見解ではないかと思います。

住民サービスについてちょっとお尋ねしたいんですけども、日本図書館協会の今引用したところに地域の図書館の役割として、結果としてそうしたサービスの拡充ということを行って、結果として集客やにぎわいが生まれることが望ましいと言えますが、集客やにぎわいを求めることが第一の目的ではありませんという文言があるんですが、これについての御認識もお伺いしたいと思います。

○中央図書館長（浴 靖子君） にぎわいを生み出すために図書館をやっているわけではない点につきましては、私どもも同様の認識でございます。

ただ、多くの皆様が図書館に必要性、もしくは楽しみがある、もしくは役に立つというお気持ちがあつて図書館に来館される方が増えると、結果的ににぎわいつながるのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 最初に御答弁のあつた知る権利を保障するという、これが基本的な役割だつていうことは本当に忘れないでいただきたいというふうに思います。

それから、個人情報の件ですけれども、公務員と指定管理者の守秘義務の違いを改めて確認させていただきます。

○中央図書館長（浴 靖子君） 地方公務員の守秘義務につきましては、地方公務員法に規定がございます。指定管理者につきましては、東大和市個人情報保護条例第11条に受託者等の責務の規定があり、指定管理者で従事していた者につきましても適用対象としております。また、同条例の罰則規定も適用となります。

本件の基本協定書には、個人情報の取扱いに係る特記事項を添付し、守秘義務を課しております。この特記仕様書は、市の他の委託案件等で使用されているものと同様のものであります。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） やっぱり公務員であれば生涯にわたって守秘義務があるけれども、そうではないという大きな違いがあると思います。

先ほどの知る権利のところと重なってきますけれども、憲法が保障するこうした思想、良心の自由ですとか表現の自由、こうしたものを図書館と職員は政治的中立を貫いて、例えば不当な検閲などからも利用者を守る責務があると、こうした重い責任をこうした短期契約の労働者に負わせていいのかっていう問題だというふうに思います。

それから、中央館への指定管理者制度の導入について、3月の厚生文教委員会の御答弁では、検討はその時点ではしていないと。地区館のほうに導入をした後、様々評判ですとかモニタリングなどもしてから進めていくという御答弁だったんですけども、現段階の見通しについて改めて確認をさせてください。

○中央図書館長（浴 靖子君） 中央図書館への指定管理者制度の導入についての認識でございますけれども、現段階においても3月の時点と同様の認識でございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 中央館には指定管理者制度を導入しないっていう、そういう明確な御答弁ではないので、導入の可能性は捨て切れないというふうに受け取りました。

最後、第三者によるモニタリングについてですけれども、こちらも3月の時点では、副市長と関係部長による市内部の選定委員会の中で行っていくということでしたが、やはり第三者によるモニタリング評価っていうのは必要だと思うんですけども、その後どのような検討がなされて、現在どのようになっているのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 市では、指定管理者制度に係る基本方針に即しまして、指定管理者の候補者の選定の公正性及び透明性、並びに指定管理者による良好なサービス水準及び適正な運営を確保するために、指定管理者選定委員会を設置しております。

この指定管理者選定委員会は、指定管理者の事業内容の評価及び指導に関することについて調査、審議することとしておりますことから、現在、指定管理者制度を導入しております市民会館や体育施設等についてのモニタリングを実施しております。

今後、桜が丘図書館及び清原図書館に指定管理者制度を導入した後は、指定管理者制度を導入した施設のモニタリング評価につきましても、この2つの図書館も同様に指定管理者選定委員会により実施をまいりたいと考えております。

以上であります。

○委員（上林真佐恵君） 公立図書館の果たすべき役割は、今も質疑等、御答弁の中で言いましたけれども、大変重要であって、専門的かつ客観的な視点での評価が必要ではないかと思えます。改めてこちらについては第三者によるモニタリング評価を求めます。こちらは意見です。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） まず、基本的なところで、今回指定管理者の3者でしたっけ、応募があつてここを選んだということで、ほかの2者というのはどっかで公表されてるんでしたっけ。どこにお願いしたか。

それとあと、今出た中で、やはりこれも私が以前から言ってますけども、地域のやはりね、力を生かしてほしい。今回の事業者さんもそういった点では、地域に密着したということを言ってるんで、私はそれはそれで評価しますけども、やはりもっと、前にも言いましたけど、例えば小金井市さんのようにNPO法人に委託をして地区館運営をしてるとか、そういったことの検討も同時にやはり進めてほしいし、より地域の力を生かしたそのまちづくりに直結した図書館運営を担ってほしいと思ってるんですけども、その点についてもちょっとどのような検討をされてるのか教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） まず、今回の選定に際しまして、第2次審査に臨まれた3者の公表でございますが、市ではホームページによりまして今回御提案させていただいております事業者の名前のみ公表してるところであります。2者につきましては、公表はいたしておりません。

以上であります。

○中央図書館長（浴 靖子君） 続きまして、地域の力を図書館運営に生かしてほしいというお話でございますけれども、まず、応募に当たりましてNPOや市民団体等が運営に参加できるような仕組みにつきましては、応募資格につきまして募集要項においては、法人等であること、法人格の有無は問いません。東京都内の区市町村において、公共図書館の管理運営業務を行った実績がある法人等としました。

今回選定された指定管理者候補者のような企業だけではなく、NPO法人や法人格を持たない市民団体等も応募できることとしておりましたけれども、今回は結果的に応募がございませんでした。

今後の運営につきましては、先ほど別の答弁でも申し上げましたが、地元の事情に明るい人材を積極的に雇用してくれるというような御提案をいただいていること、それから現在図書館事業に御協力いただいているボランティアの方々の活動も今後も引き続き継続をこちらからお願いしていきたいということで、市民の皆様のお力を借りての図書館運営を引き続き続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） まず最初に、公表しない、選定事業者、公表しないっていうのはちょっと具体的な理由も教えてください。

それとあと、今私がちょっと、館長の答弁はそのとおりでよろしいんですけど、つまり、そもそもそういうこれ図書館が言うのか、ほかの部門の人が言うのか分かんないけども、小金井市のような、そういった事例なども検討して、そういうようなことも生かせるような、そういう検討なり、市として、そういった市民、まさに協働した形でのそういうまちづくりの一環として、そういった検討をしたことがあるのか。その点をちょっと伺いたかったんですけども、その点はどうでしょう。

○企画財政部長（神山 尚君） 1点目の選考に応募してきた業者さんで採用されなかった業者さん、公表しない理由でございますけど、今回は成績を付しての競争に、ある意味競争ですかね、による選考でございますので、当然私どもでは評価をしておりますので、評価に至らなかったという業者さんになりますと、法人の情報として公にしますと競争上の地位とか事業運営上の地位とか、そちらに影響するんじゃないかということで今回は公表してないと。あくまで成績の結果でございますので。

以上です。

○中央図書館長（浴 靖子君） 市として協働できる小金井市のようなグループなり団体なりをどのように今後組織していくか、組織したかということでありますけれども、現段階については、図書館運営をしていただける団体の組織ということについては取り組んだことはございません。今後も、今すぐにそういったことに取り組もうということは検討してございません。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 1分 休憩

午前10時 5分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（中野志乃夫君） まず、1点、ちょっとすみません、私自身がちょっとうろ覚えの知識なんですけども、多摩の周辺の地域も含めて、一旦こういう形で指定管理者制度なりに委託しておいて、その後、それをまた変えた自治体の例もあったと記憶しております。で、今回の、その場合のときですね、この事業者さんというのはそういったケースに当てはまっているのか。また、そのときどういう論議があったかについて、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○中央図書館長（浴 靖子君） 指定管理者を請け負った後、直営に戻った事例でございますけれども、何年前に関東地方のある県におきまして、市立図書館の指定管理者制度を請け負いましたけれども直営に戻した事例がございます。

その自治体には、中央図書館1館と公民館図書室4か所を一括して指定管理者制度を導入いたしましたけれども、その指定管理者制度の図書館長の方は他市で公立図書館長を経験した人物が予定されておりましたけれども、その人が、それまで司書の正規職員を中心に運営されていたところが、経験の浅いスタッフでサービスを低下させることなく運営できるのかと不安を抱いていたそうですけれども、結局、制度導入2か月後に退職されてしまい、さらに理由は分かりませんが、スタッフが5人退職し、混乱を招いたというものであります。

この自治体の場合は、当初予定の指定管理期間3年満了後に直営に戻したものでありますことから、厳密には指定の取消しではございませんでした。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 私とすれば、先ほどの答弁では、本当に地域のまちづくりの一環として、本当にまたまちの魅力の一環として、やっぱし図書館もあるべきだと。本来の図書館の役割は当然そうなんですけども、やっぱし東大和の自治体がこれだけ立派な図書館を持つというのは、やはり中央図書館開館するときも大変な力を入れて、東大和の魅力につながる、大きな要素として図書館を開館した経過があるわけです。

そういったことも含めて、やはりまちづくりの魅力の一環として図書館も考えたときに、やはり地域の力をより生かした形でお願いしたいし、先ほどそういうNPO法人の云々ということの内容のことは、研究、検討したこともないというような話ですけども、そうじゃなくて、ちゃんとそういったありようも含めて、これは別に図書館のほうでというよりも、企画財政なり、ほかの部署がやるのかもしれないけども、そういったことをぜひ検討していただきたい。

それで、そういった上で、今回のことでやはり中央図書館は地域性をやっぱし非常に強く持った存在ですし、やはりある面、自治体が直営してまちづくりの一環として運営すべきだと思いますし、中央図書館はやっぱし指定管理の対象ではない。その辺のことを副市長なり、ちょっと御答弁をいただきたいと思います、どうお考えか。

○副市長（小島昇公君） 地域のまちづくりの一環というところで、地域の力を活用するということにつきましては、市長も非常にそのところは認識を同一だと思っております。

ただ、中央図書館をどうするかというところについては、現時点では指定管理する考えはありませんよと市長は一般質問でお答えしております。現時点ではそういうことでございます。今委員さんからいろんな意見いただいたのは、貴重な意見をいただいたということで賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） それでは、何点かお伺いしたいと思いますけど、まず、収支予算書が資料として出されていましたが、今回の指定管理で財政面での効果などをどのように捉えてるか、お伺いします。

それから、人件費についてなんですが、こちらではちょっと、資料では黒塗りになってるんですけども、具体的な数字ではなくてもいいので、何割ぐらいが、何%ぐらいが人件費としてなってるのかをお伺いしたいと思います。

市民としては、やはり先ほどもちょっとありましたけども、担当者が、指定管理者のほうの職員が入れ替わってしまったりとか定着しなかったりということがもしかしたらあるのかもしれない、それでサービスに影響が出てくるのではないかと、一番ちょっと心配なところもあるので、そういったことが起きた場合には、市側はどういう、業務改善のことなのかは分かりませんが、市側はどのような対応ができるのかということも併せてお伺いします。

○中央図書館長（浴 靖子君） 指定管理者の財政的効果に関する件でありますけども、募集要項におきまして、指定管理委託料上限参考額をお示ししております。5年間、2館合計で2億9,485万円と提示いたしました。こちらは、直営で想定される経費を提示しています。

指定管理者候補者からの収支予算書につきましては、参考上限額以下の指定管理委託料としておりまして、実際に提出された委託料は、議案資料の最終ページに指定期間5年分をまとめたものということで、こちらが

2億7,964万円ぐらいですね。ですので、直営に比べて5年間で1,500万円程度の減額となります。

この減額に加え、開館時間が現行より増えることによって利用者の利便性が向上し、ひいては貸出数の増加なども見込めることから、費用対効果の点ではさらに効果が現れるということができると考えております。

続きまして、収支予算書のうち人件費は幾らぐらいかということですが、こちらの記載の金額のうち、人件費については全体の77%程度となっております。

続きまして、安定的な人材確保に関する課題でありますけれども、先ほども御答弁さしあげましたけれども、仕様書において指定管理者からの提出をお願いしております地区館職員従事者名簿や勤務予定表など見まして、もし職員の入れ替わりが激しいようでしたら、事情をお聞きし、場合によっては改善を求めるということで、こちらも続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） それで、市とも連携を取っていくということですが、事業者のほうからも毎月、事業報告書の提出などもあつたりするようなんですが、そういった市側のほうの窓口というか、それはどのような役職の方が行うのかをお伺いします。

○中央図書館長（浴 靖子君） 図書館においては、図書館処務規則において分掌事務を定めておりますけれども、指定管理者による管理に関すること、具体的には年度協定の締結や各種報告書に関すること等を中央図書館の管理係に、指定管理者による図書館事業に関すること、具体的には選書や図書館サービスの全市的な質の確保に関すること等は中央図書館の事業係の分掌と規定する旨、今検討しているところです。

また、市が実施するモニタリングに関することにつきましては、企画財政部公共施設等マネジメント課にお願いすることとなっております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） ちょっと私のほうで分からないんですけども、今までも地区館の職員の方もいらっしゃいましたけども、直営でいらっしゃいましたけども、指定管理の方が業務を担うことで今の管理係ですとか事業係の方の仕事の負担の増、新たな負担が起きるのかどうか、その辺をちょっと確認させてください。

○中央図書館長（浴 靖子君） まず、事業係のほうでは、選書に係る部分について若干負担があるのかなとは現在想定しております。選書会議に出席する職員数が、地区館の職員数4名減となること及び今後地区館分の資料費の予算管理を中央図書館で行うことによって、中央図書館の負担が増えるのではないかと考えております。このため、今後選書会議の運営についてさらに効率化を図る必要があると考えております。

それから、管理係に係る負担についてですが、こちらは確かに増えるとは思いますが、近隣他市で導入している自治体の状況などをお聞きしますと、その分で専任の担当者をつけているところはないと伺っておりますので、当市においても現行の体制で管理係についても対応していけると考えております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） それで、選書のことなども含めて、この基本事業計画書の中でも7ページあたりを見ると、市との連携というところで、中央図書館と指定管理者の連携ということで、これを見ると、やはり中央図書館は市が直営でやってる要であるっていうような捉え方を事業者のほうもしていると思いますので、少なくともこの5年間、委託期間の5年間は中央図書館は直営のままで、先ほどもちょっとそこは決まってないという話もありましたけども、少なくともこの委託期間の5年間は中央館は直営で行うということによろしいでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 中央館への指定管理者導入の件でありますけども、まだ地区館にこれから導入するっていう状況ですので、さっき課長も答弁しましたけど、現段階では3月のときの状況のとおりであります。まだお話しできる、そういう状況にはないというふうに思います。

実際に地区館に導入をしてどうなのかと、やってみて、いいじゃないかと、そういうのがありますし、心配されてる方が言っていた内容があるのか、その辺の心配もモニタリングをしながら検証していくわけですから、少なくとも導入したばかりでそういうことを言うべきではないというふうには思いますし、今後その指定管理者と一緒に市民サービスの向上に努めていく。今はそういうことしか考えておりませんので、中央への指定管理者導入についての言及は避けたい、とどめたいと、そのように考えております。

以上です。

○委員（実川圭子君） 私はこの基本事業計画書などとか、あと協定書なども見て、中央館の果たす役割というのは大きいというか、指定管理事業者との関係の中でも非常に大きな役割を果たしているのです、それを果たす直営の中央図書館というのはそのまま、その役割を果たすべきだというふうに考えますので、直営で少なくとも5年間は行うべきだというふうに思います。ちょっとこれは意見なので、ちょっと先にいきます。

ちょっと細かいことなんですが、基本協定書のほうにも施設管理のこととかも書かれてますけれども、今回の地区図書館は、ほかの市の施設とも一体になっているので、その施設との例えば合同の避難訓練などは行うのかどうかをお伺いします。

○中央図書館長（浴 靖子君） 市では、募集時にお示した仕様書において、災害や急病人発生等の非常事態に対応するため、消防法等の関連法令に基づく訓練や緊急事態を想定しての対応訓練を行っておくとともに、施設管理者が実施する施設全体の災害訓練等にも参加をしてくださいとしております。

指定管理者のほうが実施する訓練等につきましては、基本事業計画書の41ページ、42ページに地震や火災発生に備えた対応策の記載がございます。42ページには火災ということで、ちょっとマスキングしてしまっているんですけども、複合する他施設と連携し、自衛消防組織の整備を行うとの提案がございました。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） それから先ほど御説明がありました計画書のほうの23ページ以降に、いろんな独自のセミナーやサロンやイベントなども行っていくということなんですが、こういったことについては、独自事業については、無料の、参加費などは無料で提供されるのかどうかをお伺いします。

○中央図書館長（浴 靖子君） 選定の際に候補者から提出された独自事業計画書というのがあるんですけども、こちらには1年間で各館6事業を実施すると記載されておりますが、このうち費用を徴収するのは1事業のみ、ブックカバーかけ講座ということで、材料費として1人100円程度を徴収するという案が提出されております。残りは無料で開催するというところでございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） それから、事業計画書の28ページのほうに広報のことがいろいろ書かれています。現在は図書館のホームページというのがありますけれども、地区館のほうは別になってしまうのか。広報体制についてどのようにされていくのかお伺いします。

○中央図書館長（浴 靖子君） 図書館のホームページは、今後も引き続き中央図書館で運営します。地区館で実施する事業について図書館のホームページに記事を掲載する場合は、指定管理者に記事の原稿案等をつくっていただきまして、市が掲載を判断します。市報への記事掲載を依頼された場合も、同様の判断と考えており

ます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 指定管理者が独自でその地区館の情報だけをまた新しく何かページをつくったりとか、そういうこともあり得るのでしょうか。

○中央図書館長（浴 靖子君） 今回の提案では、独自でホームページをつくりたいという話は出されておられません。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） あと1点、連絡調整会議というのがされるということなんです、それとは別に、図書館協議会ですか、東大和の、そちらのほうにはどのような形で参加をされるのかお伺いします。

○中央図書館長（浴 靖子君） 仕様書におきまして、教育委員会等が主催する会議及び東大和市立図書館協議会への出席が求められた場合には、統括館長等を派遣してくださいと規定をしております。市からお願いするような形なんですけれども、基本的には出席はしていただかない予定ですけれども、出席が必要と判断した場合には参加を要請いたします。立場としては、事務局の一員としてということになるかと考えております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） これまでは地区館の館長さんも参加されてたと思いますけども、最初は呼ばないというのはどういったことで呼ばないつもりなののでしょうか、ちょっと今御答弁の中で。

○中央図書館長（浴 靖子君） 協議会の内容にもよりますけれども、定例のものと、図書館の予算や決算、事業について御報告するというので、予算は中央図書館のほうで一括して管理するということですので、そういうことで基本的には御出席いただかなくても中央図書館で行うというふうに考えております。

もし指定管理者のほうで、例えば年間の事業について報告をしたほうがいいとこちらで判断すれば、そういう場で御報告をお願いできないかということで参加を要請することになるかと考えております。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 第76号議案 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定について、反対の立場で討論いたします。

公立図書館は、住民の知る権利、知る自由を保障し、民主主義を支える重要な役割を担っています。東大和市において、これまで中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館が蔵書数、レファレンスともに全国でも高い水準を維持してきたことは当市の誇りであり、市には公立図書館を民主主義の土台として今後ますます発展させることが求められています。

本議案は、桜が丘図書館、清原図書館への指定管理者を指定するものですが、指定管理者制度については、日本図書館協会及び市の図書館協議会が公立図書館の果たしてきた基本的役割、個人を尊重し、学ぶ権利を保障することや教育機関としての使命を果たすため、市が直接運営することが必要であるという見解を示しています。

住民の知る権利を保障し、民主主義の土台となる公立図書館の役割を果たすために図書館職員には蔵書や資料の把握はもちろん、その地域に精通し、専門的な知識や経験の蓄積を重ねていくことが求められますが、契約期間に定めがある指定管理者が担うのは極めて困難だと考えます。

また、図書館は無料の原則があることから、利益を生むためには労働者の人件費を削らざるを得ない制度上の制約があり、図書館職員の非正規化、低待遇が進む懸念もありますが、市が労働者の処遇に直接責任を負うこともできない仕組みとなっています。

このことから、市には公立図書館の歴史と基本的役割を重く受け止め、引き続き地区館においても直営のまま市の責任を果たしていくことを求めます。

また、指定管理者制度導入に対し利用者アンケートやパブリックコメントでは、多くの懸念、反対意見が見られましたが、市が市民との十分な議論を尽くし、市民の納得が得られたとは言い難い状況です。なぜ直営のまま開館日、開館時間の拡充など市民サービスの拡充ができないのかという市民の疑問にも明確に答えられていません。

市には、直営を維持しながら市民サービスの拡充を行うための最大限の努力を行うことを強く求め、反対討論といたします。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第76号議案 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定について、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで説明員退室のため、暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 次に、3第8号陳情 デフリンピック東京開催を求める意見書の提出に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○**議会事務局次長（並木俊則君）** 3第8号陳情 デフリンピック東京開催を求める意見書の提出に関する陳情
〔朗 読〕

○**委員長（木戸岡秀彦君）** 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、説明員の出席はありません。

よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（木戸岡秀彦君）** 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○**委員（東口正美君）** デフリンピックの東京開催につきましては、公明党といたしましても、2002年2月の段階で国会で推進の方向での質問で取り上げさせていただいております。また、都議会におきましても、招致活動に取り組む全日本ろうあ連盟と聴覚障害者連盟の関係者とも既に意見を交換しているところでございます。

当市におきましても、東京開催に向けての意見書の提出に賛成をいたします。

○**委員（根岸聡彦君）** 3第8号陳情に賛成をいたします。

ちょっと調べてみたんですけども、デフリンピックというのは、夏季大会が1924年にフランスで開催されたことが始まりとなっており、パラリンピックよりも古い歴史を持った非常に由緒ある大会であります。過去、夏季・冬季大会を問わず、日本で開催されたことがないということが、逆にそのことが驚きであり、ぜひ今回2025年に東京大会が行われることを期待をしたいというふうに思います。

○**委員（上林真佐恵君）** スポーツは人権の一つであり、全ての人に保障されていることが重要です。障害があっても楽しめるスポーツの普及啓発、場の確保、スポーツ団体や人材の育成などの支援を抜本的に強化すべきと考えます。

デフリンピックについても、聴覚障害者の方々のパフォーマンスを発揮する場であり、参加者が手話による国際交流が図れる国際スポーツ大会が開催されることは大きな意義があると考えます。

日本共産党都議団は2019年9月の都議会代表質問で、東京都が開催地候補になることを積極的に検討するよう求めました。障害者への理解促進や多様性の実現、アクセシビリティの向上をはじめ、SDG sを推進する力になると考えますので、陳情に賛成したいと思います。

○**委員（実川圭子君）** 今年オリンピック・パラリンピックありましたけど、パラリンピックに聴覚障害者の方が出場していないということを知ってる方が少ないということもあり、やはりそういったまずは知っていただきたいというような強い思いも聴覚障害者の方からも聞いてます。

そして、こういう大会があればそういった方々にも理解が深まる、まずは知ってもらって理解を深めていくということの意味でも、やはり日本で開催されることは期待したいと思います。

今度の3月の都議会で承認されれば、次の来年の5月にブラジル大会が、デフリンピックのブラジル大会があって、そこで承認されるというような流れもあるようですので、ぜひここでそれを後押しできるように陳情を採択できたらと思います。

○**委員長（木戸岡秀彦君）** 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（木戸岡秀彦君）** 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

[発言する者なし]

○委員長（木戸岡秀彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

3第8号陳情 デフリンピック東京開催を求める意見書の提出に関する陳情、本件を採択と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

お諮りいたします。

ただいま採択と決しました3第8号陳情につきましては、委員会として意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時42分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 次に、3第13号陳情 狭山保育園の段階的廃園に関する議事録の修正に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 3第13号陳情 狭山保育園の段階的廃園に関する議事録の修正に関する陳情

[朗 読]

○委員長（木戸岡秀彦君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（中村庄一郎君） 狭山保育園の段階的廃園に関する議事録の修正に関する陳情ということでございますので、まず、会議の記録にはどのようなものがあるか教えていただきたいと思っております。

○文書課長（嶋田 淳君） 一般的には会議の記録には、逐語録、それから要録というものがあると考えております。

逐語録につきましては、会議の内容を一言一句そのまま記録するもので、代表的なものは議会の会議録等が相当すると思っております。一方、要録につきましては、発言者の発言趣旨を記載し、記録者の解釈で趣旨を捉え、市が受け止めたその受け止め方を記録したもの、一般的にはこのように考えております。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） それでは、逐語録と要録を使い分ける定めというものがあるのでしょうか。教えてい

ただきたいと思います。

○文書課長（嶋田 淳君） 市の附属機関の会議につきましては、東大和市附属機関等の会議の公開に関する規則、こちらの第7条におきまして、「会議を開催したときは、当該会議の内容を勘案し、当該会議の会議録、会議要録その他記録を作成しなければならない。」こういった規定がございます。

それ以外の一般的な会議につきましては、特に定めがございませんので、それぞれの主宰する会議の主管課の判断におきまして当該会議の内容を勘案し会議記録を作成しているものと考えております。

以上でございます。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 今文書課の説明のことから、狭山保育園の保護者説明会及び懇談会の記録につきましては、発言者の発言趣旨を記載しているものと、認識しているものと思っております。そのため、記録を修正する考えはございません。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） 1点だけ伺います。

陳情者が陳情趣旨の中で、議事録が不正確であると述べておりますが、事実はどのようになっているのでしょうか。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 今回作成しました説明会及び懇談会の記録は、逐語録ではございませんで要録でございます。要録は、発言の趣旨を記載したものでございまして、解釈で趣旨を捉えまして簡略にまとめて記録したものでございます。発言者の意図とは異なることもありますが、要録の作成におきましては、発言の趣旨を損なわないように配慮しまして、客観的に相互の認識のずれが生じないように努めてるところでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 今いろいろ御答弁ある中で、定めっていうか、決まりについては理解をしたんですけども、このそもそも説明会、懇談会、狭山保育園の保護者の皆さんとやってるこの記録をどのように取っているのか。これまでの会議録見ると、何か保護者のほう、市のほうは当然録音されると思うんですけど、保護者のほうは録音ができなかったとか、ちょっとそういうのも読んだような気がするんですけど、そのあたりの、どのように記録をして、それをどのように文書に落としてるのかっていうか、その流れというんですかね、そのあたりちょっと教えていただきたいと思います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 録音は市がいたしまして、発言者の要旨のみを簡略にまとめて記録をしてるところでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） そうすると、録音自体はされてないということなんですかね。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 市におきまして録音をしてるところでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 私、その録音聞いたわけじゃないので内容についてはどこが間違ってるのかということとは分からないんですけども、いずれにしても、意見が対立する場所において、意見は対立してるんですけども、お互いが納得できるように信頼関係をつくっていくってことは大変重要だと思うんですけども、そもその考え方として。そのあたりの御認識を伺います。

○子育て支援部副参事（岩崎かおり君） 懇談会を通じまして保護者の皆様からの御意見を伺いながら、引き続

き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） それは信頼関係をつくっていくということは重要だというふうに考えていらっしゃるのかなと受け取ったんですけれども、住民との話合いの記録としては、これ市じゃないですけれども、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会の議事録は協議会との双方の確認を得て公開されていたという話も聞いてるんですけれども、これ衛生組合ですけれども、やっぱり意見が対立するっていう中で信頼関係をつくっていくためには、こういうお互いの努力が必要なんではないか、こういうことも考えられるんじゃないかというふうに思うんですが、その点の御認識を伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 懇談会におきまして、保護者の皆様からの御要望に沿いまして、可能な限り早く御提供できるよう、逐語録ではなく議事要録として配布する旨、説明いたしまして、了承を得たものと認識しておるところでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） その要録をちょっと一旦お互い見るといようなことも、参加者の方、そんなにすぐく多くなかったっていうのも聞いているので、そういうこともできるんじゃないかっていう質問だったんですけれども、もう一度御答弁をお願いします。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 先ほど、できる限り早くということございまして、懇談会行われたのが日曜日、最後の懇談会は日曜日でございました。その週には欲しいということございまして、中4日で提出をしたということで、市としては迅速に御提供したというふうに認識しております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 市としては早さを重視したということで理解したんですけれども、やっぱり今後、参加してる方だけじゃなくて、保護者の皆さん、市民の皆さんと信頼関係、今ちょっと壊れてる状況だなというふうに思いますので、構築、回復っていうんですかね、修復していくためには、ぜひ意見も聞いて、早さよりも正確さっていう方もいるでしょうし、そのあたりきちんと努力をしていただきたいというふうに思います。意見です。

○委員（実川圭子君） 先ほど要録だということで御答弁ありましたが、これを作るのに録音されてるということだったので、その録音は今も残っていて確認をすることができるのかどうかお伺いします。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 録音データにつきましては、記録として紙に落としましたので廃棄してございます。

以上です。

○委員（実川圭子君） その録音のデータですとか今回作成された要録というのは、公文書に当たるのかどうかをお伺いします。保存期限などがありましたら教えてください。

○文書課長（嶋田 淳君） まず、録音の記録データについてでございます。

こちらにつきましては、市のほうでこれ内部事務の基準となります情報公開事務の手引というのがあります。これが平成16年の1月に作成されたものなんですけれども、この手引を平成30年4月に改訂しまして、いわゆる電磁的記録で組織共用文書であるものの具体例という形で、会議録作成のために課が所有する機器で録音した審議会、説明会等の音声データ、こういったものを組織共用文書として取り扱うという形で新たに規定を行いました。

この平成30年の4月の改訂というのは、全面的に改訂をしたわけですが、この内容につきましては市議会議員の皆様にもCD-Rで配付させていただいてるということを確認しております。

こういう形でありますので、現在の取扱いにつきましては、その説明会等の音声データ、組織共用文書、これは当然保存文書という形になりますので行政文書としております。

ただ、先ほど子育て支援部の副参事のほうからもありましたように、会議要録を作成しました。この段階でこの会議要録がいわゆる原本という扱いになりますので、必然的にその録音データにつきましては非原本という扱いになります。非原本になりますことから、保存対象外文書、こういう扱いになりますことから、その時点で必要なくなった、イコール廃棄してもよいと、こういう認識でございます。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） ちょっと基本的なところですみませんけども、議事録ですか、住民に配布しているというのは、私たちにも提出されて論議するかと思ってたんですけど、それはないんですか。提出されないの。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 今回の第4回定例会におきまして、議員さんの一般質問の資料要求において提出したものでございます。ただ、黒塗りの部分もございませけれども、それは他市に関わるものでございまして、それは黒塗りで提出したものでございます。それが原本でございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 黒塗りでなってるという、そうすると、この内容がどう判断するべきかっていう問題になりますけども、ちょっと委員長としてどういう判断なのか、ちょっとまず、委員長の判断をお聞きしたいと思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） じゃ、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前10時55分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど中野志乃夫委員のほうからございましたけども、これに関しては委員会にこの資料要求を、委員会ではしておりませんので、一般質問で要求しているものですので委員会ではしてないということで御理解をいただきたいと思っております。

○委員（中野志乃夫君） そう言われても、これが適正に修正を求める内容で趣旨として出されてて、そのものを見てなくて、ちょっと判断しようがないことになっちゃうんですけども、その辺はどういう形で、ちょっと委員長のほうも陳情のこの扱いを考えてるのか。

私からすれば、黒塗りのもあって云々でなってるけども、最低限それをやはり本来だったら各委員に提示した上で、やっぱしこれがこの陳情が、どう判断するかという、やっぱしすべきなのが本筋じゃないかなと思うんですけども、ちょっとそれはもう別に答弁というよりも、ちょっとこれ委員会のやり方としてどうなのかなと思うんですけども、その辺は具体的な協議はしてないのかな。どっかでまたやるんだったらやる必要があるんじゃないかなと思うんですけども。

○委員長（木戸岡秀彦君） 特に今のことに関しては協議は行っておりません。

委員長としても、これに関しては現実問題、委員会としては資料を請求をしておりませんので、これに関しては一般質問でそういった形で提出もされていまして、そういった部分では委員会としては求めておりません

ので、今、中野志乃夫委員からありましたけれども、それについてはそれで御理解いただきたいと思うんですけども、特に協議会でも出ておりませんので。

○委員（中野志乃夫君） 具体的に、ちょっと私の勝手なあれで、当然そういった資料も配られて論議するのかと、ちょっと私も勝手に解釈してたのがよくないんですけども、そもそも求められてる内容のものが、そのものがない中でどう論議するんだという、その辺のところも含めて、ちょっとこの内容に関しては、もう一回ね、どう扱うかを協議会なりで検討したほうがいいんじゃないですか。

それとも、皆さんが、もうこのままですぐ決というならしやうがないですけども、ちょっとこれだと審議のしやうがない、基本的な形で。そう思うんですけどもどうなんでしょう。

○委員長（木戸岡秀彦君） 今の中野志乃夫委員から今お話がありましたけども、他の委員さんから御意見ございますでしょうか。

○委員（東口正美君） 質疑なので質疑で。今回のこの陳情者からの陳情趣旨の中には、議事録を委員会で確認してほしいという趣旨ではないかなと思っているんですけども、そういう場合の議事録の資料を委員会として用意しなければいけないものなのかどうなのかっていうことを確認させてください。

○委員長（木戸岡秀彦君） どなたにお聞きすればよろしいですか。

○委員（東口正美君） 委員会としてこれを、陳情趣旨の中に議事録を用意して委員に確認をしてもらいたいという趣旨ではないと理解している中で、議事録の用意を委員会としてすべきなのかっていうことについてどのように考えるかっていうことを。

○委員長（木戸岡秀彦君） 暫時休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時 2分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この陳情趣旨の議事録の正確ということでしたけども、基本的には議事録というものは現時点では、先ほど皆さんの質疑等でありましたけども、議事録等に関しては議事録というものは存在してないということで判断をさせていただいて、それに対して今質疑等でもさせていただきましたので、そう判断させていただきました。（発言する者あり）

ちょっと議事録の捉え方によると思うんですけども、現実問題は。（発言する者あり）

一応議事録に関しては不正確ではないということを確認をさせていただいておりますので、それで委員長としては判断させていただきました。

暫時休憩いたします。

午前11時 4分 休憩

午前11時 4分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど質疑等でありましたけども、文書課長のほうから逐語録と要録ということで、今回のこの議事録に関しては要録ということで捉えておまして、そういった部分では現実問題……そのことを確認することで審査に足りると私は思っております、判断をさせていただいております。

○委員（中野志乃夫君） そう判断すると足りるというなら見せてくださいよ、それを。

○委員長（木戸岡秀彦君） 暫時休憩いたします。

午前11時 4分 休憩

午前11時19分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど中野志乃夫委員のほうから資料ということでお話のありました議事録の内容についてですけども、今協議会を開かせていただきまして、議員の皆様へ一般質問の資料として提供させていただきましたこの資料を参考に採用したいと思っておりますけども、これについて御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、この資料を参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、改めて質疑を行います。

○委員（中野志乃夫君） この要録になるんですか——の内容で、先ほどもちょっと他の委員が質疑したかもしれませんが、この黒塗りになってるのが相当あります。この黒塗りにした理由は、これそれぞれ理由がその箇所自体別々にあるのか、全て同一内容の理由で黒塗りにしてるのか、ちょっとそこを教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 黒塗りにさせていただいた箇所は、他市を訪問した記録でございます、そこに触れた部分につきましては全て黒塗りにしたというところでございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 分かりました。

そうすると、市の判断としてこれの内容を住民の方にお配りをして、その上でここにこういう陳情が出たことに関して言うと、何かそういう点での、この陳情の趣旨にあるような点での何か間違いなり、ちょっと内容的にちょっと表現が異なったという認識といたしますかね、そういったあれはどうなんですか、そういう認識はあるのかどうか。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） ただいまの件につきましては、御指摘も受けておりませんし、当方のほうも適切に発言者の趣旨を捉えて記載してるというふうに認識しております。

それから、保護者につきましては、黒塗りにせずに全文を配付しているというところでございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 申し訳ない。そうすると、今回のこの父母に対して……どの程度の父母の、お配りしたのか、ちょっとそれも確認しますが、この陳情者以外でこういった市のほうへの問合せとか、内容っていうのはあったんでしょうか。つまり内容が違うとか、そういう点ではどうだったのか、ちょっとお聞きします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほど副参事から御答弁させていただいておりますけれども、実際に会議録、この会議の記録を出させていただいたのは日曜日に最後が終了してから4日以内でお出しするというので、お出しした後、その他の保護者の方から実際に参加された方から何かそういった御意見等いただいたということとはございませんでした。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（東口正美君） 今回この陳情趣旨、陳情理由を読ませていただきましたけれども、何が不正確で何をどう修正してほしいのかということが具体的に書かれていないということで、委員会での審査が困難だというふうに考えます。

また、今の質疑を伺った中で、今回の議事録とこの陳情では言われている会議要録については、趣旨を要約したものであるということと、また録音音源は既に廃棄されてるということでございますので、これを整合性を、逐語録じゃないものに対して整合性を求める、たとえ音源があったとしても逐語録でないものを整合性を取ることもできませんし、またさらに今回の会議録につきましては要録ということもございまして、そういう意味でも、整合性を取ることができないというふうに考えますので、そう考えますと、修正をするべきものでないというふうな考えを持っております。

自由討議ですので、以上です。

○委員（根岸聡彦君） この陳情に関して言いますと、ほかの陳情でよくあるケースとして、陳情者のほうからいろんな資料を添付して出してくるケースがあります。今回はそれがなく、このワードで打たれたものだけが出されてきているわけでありまして、陳情者はこれだけで判断をしてくれと、この文書をもって審査をし、判断をしてくれというふうに言っているのだというふうに私は理解をいたしました。

今回参考資料として頂きましたけれども、比較の対象がないので、この要録が正確なのか不正確なのかというのを一概に申し上げることはできないというふうに思います。

議事録が不正確であるためというふうな陳情趣旨にありましたが、そこは私が最初の質疑の中で事実はどうなのかというふうな確認をしたところ、発言の趣旨を損ねないように配慮をしているという答弁があったと思いますので、特にそこに議事録というかこの要録が不正確であるという判断には至らないというふうに私は思っています。

○委員（上林真佐恵君） 先ほども質疑のところちょっと申し上げたんですけども、やっぱり信頼関係が私はすごく大事だと思っていて、市もそれを構築したいっていう気持ちがあるからこういう説明会や懇談会を開いていただいと私は思ってるんですけども、であれば、やっぱり参加者の方から陳情っていう形で正確なものを出してほしいっていう、そういう要望があるので、そこは努力を市のほうでもしていただきたいと思えますし、そもそもこの狭山保育園の段階的廃園でこの計画が我々にも5月の最後に明らかになって、この進めるこの手法については、やっぱり市民参加がない、一方的だということで市民や保護者の方から疑問の声が上がっていて、この進め方がどうなんだってことでは、9月でも陳情が出されています。

公立保育園を全部なくすっていうそういう重大な案件にもかかわらず議論がきちんと行われていなかった、保護者や保育士などの参加もない、そういう中で方針が出されたっていうことで、やっぱ保護者の皆さん、本当にショックだったと思いますし、今も不安な気持ちを持っていて、この説明会とか懇談会を頼りに何とかいい方向にいけなかってことで、そういうふうに皆さん参加をされてると思うんです。

こういう今までの記録など見ますと、一番最初の説明会では質疑もできなかった、質疑をする場がなかったとか、市側は録音したけど保護者のほうはそういうことは一切させてもらえなかったとか、そういうことで保

護者の信頼を損ねたっていうところがすごくあって、今回の私一般質問で要求しましたけど、これ見ても、ちょっと信頼関係が回復できてるなっていうふうには思えない箇所が多々あったふうに思います。

やっぱり誠実に対応していただきたいと思うので、先ほど質疑でもちょっと言ったんですけども、記録については参加した方にこういうもので出そうと思ってるっていうことで、この方、実際陳情の理由見ますと、市にとって不利になる内容が記録から消去されていたりっていうことなんで、そういうその方については自分が言ったのかも分かんない、人が言ったのか分からないですけど、そういう思いを抱いてるっていうことは事実だというふうに思いますので、一緒にそういうふうに確認を取りながらやるっていうことが必要なんじゃないかなというふうに思います。

保護者だけじゃなくて、幅広い市民の皆さんの意見反映させながら合意形成をしていくっていう姿勢が必要だと思いますので、私は本陳情には賛成をしたいと思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

3 第13号陳情 狭山保育園の段階的廃園に関する議事録の修正に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 次に、3 第14号陳情 「日本一子育てをしやすいまち」の具体化に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 3 第14号陳情 「日本一子育てをしやすいまち」の具体化に関する陳情

〔朗 読〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（実川圭子君） ここで挙げられている「日本一子育てしやすいまち」というこのフレーズですけども、市としてはこれはどういう位置づけなのかをお伺いします。

○副市長（小島昇公君） 「日本一子育てしやすいまち」というのは、今、市長が市政を運営する上で最も柱として位置づけている内容でございます。

といいますのは、やはり少子高齢化が進む中で、10年後、30年後の東大和市が元気で生き生きとしたまちであり続けるというためには、子育てをするような方々に他市から市に、東大和に移り住んでいただき、東大和の住んでる方に住み続けていただきたいということを基に掲げた内容でございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） これは、この方は具体的な指標を求めていますけれども、そういった指標を求めるようなものなのかどうかを確認させてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） いわゆる子ども・子育て関連につきましては、これまで様々な民間の冊子であったり、民間の住宅系の事業所などが様々な冊子やインターネットなどでいろいろな観点からの指標ということで、それを捉えて各自治体の順位づけ、ランクづけをしているということで、本市におきましても一部のそういったものの中で、おかげさまで3位まで、共働き・子育てしやすいというようなところで3位まで行ったということは過去にございました。

ただ、ただいま副市長からも御答弁させていただいておりますけれども、「日本一子育てしやすいまち」につきましては、子ども・子育て支援施策等に関します市民の皆様やはり満足度を高めて、いかに本市が活気ある市になっていくかということで今進めてることでございます。

指標がどうかということでございますけれども、現在市で指標というような形で考えておりますものは、平成30年度に実施いたしました東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査におけます東大和市における子育て環境や支援への満足度を市民の皆様がどのように感じるかということで、それが令和6年度までに80%以上にしたいということで、そういう主張を捉えて、今、子ども・子育て未来プランの中ではそれを位置づけて取り組んでいるというようなことでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 今、市の目指す「日本一子育てしやすいまち」ということで御答弁もあったんですけども、ちょっと具体的なまちの姿ということで、市はこの間、学童保育所民間委託ですとか、公立保育園全廃、やまとあけぼの学園も廃園ということで、今まで公立で行ってきた子育て支援を民間にお任せするっていう方向に進んでると思うんですが、ちょっとさっきの話とそれが矛盾してるのかなっていうふうに思うんですけども、民間活力を導入して市民サービスが向上するという例はもちろんあると思うんですけども、全て民間にお任せするっていうのは、私は市の責任、公的責任の在り方が全く違ってくるっていうふうに思うんですが、ちょっとその認識をお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 今後少子高齢化や人口減少の中で、持続可能な市政運営を安定的に行うためには、限られた行財政資源を効率的、効果的に注力すべき行政課題に投入していくことが必要であり、民間の代替性が高い多様なニーズに柔軟に応えられる事業につきましては民間事業者に担っていただき、市の責務は民間事業者や地域の関係機関が持つノウハウやその実践を支えること、そして子ども・子育て支援や地域福祉に携わる全ての関係者が共通理解を持って取組を進めていける、そういった環境や仕組みを構築していくことが市の責務であると考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 市の目指す「日本一子育てしやすいまち」、今のお話だと、市は支える、支えて実際の業務は民間の方にお任せするっていうのが、市が目指してる「日本一子育てしやすいまち」なのかなと今理解したんですけども、いずれにしても、先ほど御答弁にもあったように、満足度、市民の方がやっぱりこの

市が「日本一子育てしやすいまち」を目指していて、それが実感できるっていうのが、先ほど部長の御答弁、満足度80%にしたいってことでおっしゃってましたけど、やっぱり実感できるということが大切だと思います。

また、当然子育てしてらっしゃらない市民の方もいっぱいいらっしゃるんで、そういう方から見てもこういう目標を掲げている市がどこまで実現できてるのかっていうのは、私はやっぱりかなり目に見える形で、目に見えるというか、具体的に今こんな施策をやっていて、今ここまでやっていますみたいなことはやっぱり積極的に示していく必要があるというふうに思うんです。それが全然ないとは言いませんけれども、もっとこういうことやってるんだってことを明示していく必要があると思うんですけど、その点についての御認識を伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 先ほど部長からも答弁したようなこともございますけれども、市では総合計画において、いろいろなアンケートを取ったり、そのアンケート結果で、それは子育て世帯のみならず、対象者についての満足度とかも結果としてお示ししておると思います。

さらに、先ほどの子ども・子育て未来プランの中では、ニーズ調査における結果をお示して、今こういうような状況ですよ。さらには、毎年市民意識調査を行っておりますけれども、その中におきましても、当市の子育て施策についてはどのようにお考えかというところを毎年のようにお聞きしてると思います。

それにつきましても、やはり全年代を対象にしておりますので、分からないっていうような回答も多いんですけども、その中で対象者としては30とか40とかというようなパーセントが出ておりますので、それに基づいた課題等もお示ししてると思いますので、そちらを御覧いただければ、現在市がやってる子育て支援施策っていうのはこういうような状況があって、このような評価を得てるというのとはそちらで御確認できるものと認識しております。

以上です。

○委員（東口正美君） 「日本一子育てしやすいまち」というのは、先ほど副市長からも御答弁がありましたように、尾崎市長が優先施策の目標として掲げてるフレーズだというふうに理解をしておりますし、またそのような中で様々な子育て支援が充実してきているということも認識しております。

また、先ほど部長が御答弁されましたように、民間の様々な指標を用いての様々なランキングが行われ、当市が一定の評価を得てるという認識もしております。また、今おっしゃられたように、様々な形で市民意識調査をはじめ、具体的な調査内容等も示されている中で、市としてもまずは市民の満足度を上げていくことが最優先であるという御答弁もいただきました。

お聞きしたいのは、ここで「日本一子育てしやすいまち」の具体的な指標を求められているんですけども、子育てにおいて日本一かどうかというものを測る指標が世の中に存在するのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 先ほど御答弁させていただきましたように、東大和市が将来も元気でというところのために「日本一子育てしやすいまち」というのを市長が大きな目標として掲げているというところで、過日、民間の機関によります調査で、そういう中で3位ということがございましたので、1位か2位かというところに少し気持ちが行きかねないですけども、何が1位か、何か2位かというのはこの調査をしているところが何の項目をもって評価するかというのはその都度違います。

私どもは、結果が出たときにしか知らないわけなんで、1位、2位、3位というのは、大きな目標と掲げてございますが、1位ならずばらしいのは間違いありませんけど、2位なら駄目だということでもございませぬし、

市民の皆様が大和に住んで、子育てをしていただいで、非常にいいなという方が増えていただければ、それはもう日本一に近づいてるというふうに解釈していいものだなというふうに考えてございます。

時代によって変わりますので、保育園の待機児が非常に多いときには、そちらを優先しましたし、住んでる方が学校に上がるときにやっぱ市外に出ていく方が多いなという状況が最近分かっておりますので、GIGAスクールについてもいち早く、市長の指示で早く手を挙げて進めておりますし、その時々合わせた施策を打っていくということで、市民の皆様が住んでよかったなと思えるようなところをつくっていくという意味でございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） そうしますと、具体的な指標というのは施策を進めてる市のほうが示すものではなくて、測りたい方たちの基準であるということで、市が明示するというではないのかなというふうに思いますけれども、その理解でよろしいでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 一定の指標的なものとして、先ほど御説明させていただきましたけれども、東大和市の子ども・子育て未来プランを策定するときに、子ども・子育て支援ニーズ調査においては、東大和市における子育て環境や支援の満足度ということで、市民の皆様アンケートをさせていただいて、それを80%以上にしたいという目標値は未来プランの中では掲げておりますので、それが指標と言えるものであれば指標かなというふうには考えておりますけれども、先ほど副市長からも御答弁させていただいておりますし、私も先ほど御答弁いたしましたけれども、そういった民間事業者とか様々なところがやっている指標というのは、あくまでもそれぞれのところのものであるということですので、市といたしましてはやはりこれからの活気あるまちづくり、誰もが安全・安心に生活できて住みやすいと思えるまちに向けて、全て底上げを図っていくということが、やはりそれが「日本一子育てしやすいまち」になっていくものと考えております。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（上林真佐恵君） 今、皆さんの質疑、答弁も聞いていて、やはり市が重要施策として「日本一子育てしやすいまち」というのをやっぱり掲げている以上、やっぱり市民が実感できるってことが私は大事だというふうに考えます。

先ほどニーズ調査や意識調査も毎年やられてるってことで、ただ分からないって答えてるって方も一定いらっしゃるということで、そこが計画とかいろいろ見れば、施策とかいろいろ見てけば分かるんですけども、やっぱりそれ見ないと分からないってところ、実際はそうなのかなというふうに思います。

それから、やっぱり以前待機児童、公式の人数はすごく少なかったのもわざわざ東大和市に引っ越してきたんだけど、希望の保育園に入れなくて職を失いかねないっていう、本当涙ながらに、どこが「日本一子育てしやすいまち」なんですかって、そういう方もいらっしゃいましたし、多くの方に満足していただく子育て施策。また、子育てをしてない市民から見ても、市がこういう高い目標を掲げてて、こういうことしてるってということが、やっぱりどこまで達成できると市は考えてるのかとか、何をもって施策が進んでるとするのかってことが明快に分かるってことはすごく大事だと思いますので、本陳情には賛成して、市に対して明確に分か

るようなそういう努力をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 先ほどの市の答弁からも、日本一子育てしやすい、そういう姿勢に関しては持っている、引き続きね、やってくということであるし、さらにそういった仕組みを構築する必要があると、そのための具体的なことも検討しなくちゃいけないということであるので、そういうことからすれば、やはり、この陳情文書ではちょっと、いろいろ辛辣な言い方もしてありますけども、その目標とする姿勢としては私は市もそういうことを思っていると、そういうふうに認識するものですから、やはりこれは賛成すべきではないかなと思っております。

○委員（根岸聡彦君） 陳情者はその趣旨の中で、日本一子育てをしやすいまちの具体的指標及び東大和市の現状の明示を求めるというふうにしていますし、その理由の中で、子育てのしやすさが日本一であることを証明するための具体的指標ですとか、指標において東大和市の位置がどの程度にあるのかというようなことも求めています。

副市長をはじめとして職員の方々からの御答弁、多々いただいている中で、やはり「日本一子育てしやすいまち」というのは、このフレーズそのものが子育てをしやすい空気を市全体としてつくり上げていこうというふうに理解ができるものであります。

子育てをしてるかいないかにかかわらず、その感じ方というのは様々だと思います。したがって、この「日本一子育てしやすいまち」の具体的指標を求めるというのは、例えば日本一おいしいラーメン店を目指すといったフレーズと同じような性質のものであるというふうにも受け取れるわけで、そのフレーズに対して、これクレームというか、それに類するようなものというふうにも受け取れたんですが、そういったものを言うてくるというのは日本一と日本2位との違いはどこにあるのかというような質問をするのと同じで、あまり意味をなさないのではないかなというふうに思えます。

したがって、今までの質疑に対する御答弁を踏まえて、この具体的指標、現状の明示を求めるということについては、私は無理があるというふうに感じています。

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

3第14号陳情 「日本一子育てをしやすいまち」の具体化に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 次に、3第15号陳情 狭山保育園の段階的廃園の検討のための官民協同による協議体の設立に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 3第15号陳情 狭山保育園の段階的廃園の検討のための官民協同による協議体の設立に関する陳情

〔朗 読〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（東口正美君） 東大和市においては、子育て支援全般に対しまして、子ども・子育て会議という官民協働による協議体を行っているというふうには私は認識しておりますけれども、今陳情に求めるような個別の施策について協議会を設けることについての市のお考えをお聞かせください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 当市におきましては、段階的な廃園に伴い、現在入園している子供たちが国の保育所保育指針を共通の基盤として狭山保育園の実情に沿いながら、子供たちが健やかに成長するための保育内容などを具体的に検討して実施していくことが必要であると考えておりますことから、保育園の保育士を交えた保護者との懇談会による意見交換を引き続き重ねてまいりたいと考えております。

そのため、協議体の設置の考えはございません。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（上林真佐恵君） 段階的廃園、市が進めていて、もう入園停止をしてるわけですから、3か月後にはゼロ歳児入ってこなくなって、どんどん進んでいくっていう中で、保育の質を低下させないためにどうするかという具体的な手法についてまだ明確には保護者に示せていないというふうになっていて、これで保護者が納得できると考えてるのか。その点について御認識を伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 最初にガイドラインお示ししまして、入園の停止をしたところでございますけれども、御意見等を多数いただきまして、改定をいたしまして、11月から入園の再開、受付を再開したようなところでございます。

市におきましては、引き続き、保護者の皆様との懇談会を通じまして、保護者の皆様からの御意見を伺いながら取り組んでまいりたいというふうと考えております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 一部受け入れてるっていうのは承知してるんですけど、ゼロ歳については入ってこないわけですから、そういう中で、保育の質をどうやって維持するのかっていうのが明確でないので、やっぱり保護者の方は狭山に残りたいけど転園すべきなのか、判断できない状況に今も置かれてるというふうに思います。

この質の高い保育を受ける権利が侵害されているっていう状態で、そもそも段階的廃園という手法そのものが私は保育の長い歴史の中で培われてきた集団保育であったり、保育園に大きい子も小さい子もいてっていう、そういう保育の在り方と逆行するものであって、私はその中で質の維持向上してくっていうのは本当に困難な

ことだと思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市といたしましては、先ほどの御答弁とかぶる部分もございますけれども、国の保育所保育指針を共通の基盤といたしまして、狭山保育園の実情に沿いながら、子供たち一人一人の発達過程や状況に配慮して、子供たちが主体的に活動できるよう、一定の集団での生活も体験できるような環境の提供を、近隣の保育園、幼稚園の御協力をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、今年度中には、ある程度の部分になるかと思っておりますけれども、保護者の皆様に在園しているお子様たちに対する保育の計画案として御提案をする予定としております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 4月にはもう入ってこないわけですから、ちょっと今年度中というのはあまりに遅いんじゃないかなというふうに思いますが、いずれにしても、子供が自然に減ってく中でってことではなくて、市が減らしていくわけですから、私はやっぱり質の維持向上ってということと大変矛盾するというふうに思いますので、これは意見です。

○委員（実川圭子君） この陳情者は、懇談会ではなくて協議体を求めていると思っておりますけれども、協議体と懇談会の違いをどのように捉えているか、お伺いします。

○文書課長（嶋田 淳君） 協議体と懇談会の違いということでございますけれども、現実的にイメージですけれども、例えば協議体ですと、市に対して何か強制力を持つだとか、こんなようなことを想定しますと、実際にはそういったことは協議体としての例えば意見を申し述べてそれに市長が拘束されるとか、そういったことにはならないのかなというふうに思います。

一般的に市の附属機関である諮問機関におきましても、当然諮問をして答申をいただくわけですが、市の諮問に対する合意するような答申であれば、当然そのままいくわけですが、その答申が例えば市の意向に背くような答申が出た場合にも、そこに何ていうんでしょう、義務づけられて、拘束されなければいけないという義務はないというふうに捉えていますので、そういった協議体と懇談会の違いといいますと、そんなところで判断してくようになるのかなと思っておりますが、実際協議会として義務的なものを課するような協議体というのはあり得ないというふうに捉えております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） その義務を課すかどうかは、ちょっと私はそこまで分からないのですが、当事者、保護者の立場として、こういうふうに進めてほしいとか、そういった御意見はたくさんお持ちだと思うんですが、なかなかそういう意見が反映されずに、先ほどの部長の御答弁でも、一人一人の子供を見て、市の考えを計画をつくって、それを示していくってというような流れだというふうにおっしゃってましたけれども、そういうことではなくて、やはり保護者の方とか当事者の方とか近隣の方とかがこういうふうにご子供たちのこと、こういうふうにしたらどうかという御意見もたくさん持ってるので、そういう意見も反映させて、一緒につくっていききたいというのがこの協議体の設立を求めている本意だと思うのですが、そのことについて、懇談会の中でそういうことが実現できるのかどうかお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 現在保護者の皆様とは懇談会という形で行っておりまして、それには保育園の保育士も交えて今行っておるところでございます。懇談会とさせていただいたのも、保護者の皆様から自由に意見が言えるように懇談会形式にしてほしいというようなこともいただきました。

私どもといたしましては、また個別にいろいろ御相談があれば個別に応じますというような形で、いろいろ

なそういった場面などを設定するようなことも想定をして、今進めているところでございますので、引き続き、懇談会でぜひやってほしいというようなお声もいただいておりますので、懇談会という形式で行っていきたいというように考えております。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時30分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を行います。

○委員（実川圭子君） 午前中に質疑を途中までしていたので、続きで伺いたいと思います。

懇談会で市民の意見が反映できるのかというあたりをお伺いしていたのですが、市は、協働の市政運営ということも、これまでもずっと言っていて、私は、その中にやはり市民の方の意見が反映されるような計画をつくって、計画の段階からそういった市民の声が反映できるように思っているのですが、これまで市は懇談会を何回か開いていただいて、御意見も伺っていると思いますけれども、その中でやはり当事者の方、保護者の方ですとかの意見が今後も反映できるような計画としていくのが、この懇談会というやり方でそれができるのかどうかを、もう一度確認させていただきたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほども御答弁をさせていただいておりますけれども、懇談会につきましては、保護者の皆様から自由に意見が言えるような形で、個々ではなく、ある程度の人数でほかの保護者の皆様と一緒に意見が言えるような場が欲しいということで、懇談会をしてほしいという御要望を当初の説明会のときにいただいて設定をさせていただいて、現在行っているところでございます。

先ほども御答弁させていただいておりますが、これからは、今の狭山保育園の実情に沿いながら、子供たちが健やかに成長するための保育内容などを具体的に検討して、実施していくことが必要であると考えておりますので、具体的なそういった保育の計画や年間計画などにつきましては、先ほど来申し上げましたとおり、国の保育指針というのが今全国の保育園での共通ベースでの基になって、それぞれで、何歳児はここまで育てほしいとかっていう狙いがきちんと定められております。

最終的には、今国でもいろいろ審議されておりますけれども、幼児教育・保育、それから小学校、中学校、高等学校までのきちんとつながった一貫した教育ということで、それを踏まえた中で幼児期の終わりまでに育てほしい姿がどのようなものであるか。5歳児のときにはどのようなもので育ていって、それがきちんと小学校まで連携するかということが、今国でも審議会の中でも話し合われてて求められております。

そういった視点も踏まえながら、子供たちの一人一人の発達段階、発達過程や状況を配慮しながら、子供たちが主体的に活動できるような集団の中で、一定の集団の中での生活の体験ということも考えながら、その環境の提供ができるよう、引き続き保護者の皆様と懇談会の中で意見交換を重ねて、そういった環境の提供ができるよう、近隣の保育園や幼稚園の御協力をいただきながら丁寧に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 先ほど、前段階の陳情のときの発言も併せてちょっとお聞きする形になっちゃうんですけども、部長のほうで、「日本一子育てしやすいまち」のこれに関して仕組みとといいますか、枠組みといい

ますか、を構築する必要があるという発言がありました。ちょっとそれをもう少し具体的にお願いしたいのが一つ。

それと、その際にはやはり公立保育園というのが、もうここで今回のようにもう要らないものなのか、またそれに代わるような公立の何かそういうものっていうのは想定してないのかも含めて、ちょっとお願いしたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） これまでも様々な場で御答弁させていただいておるものと重複するところはございますが、市といたしましては、保育サービスの提供に当たりましては、公・私における意義や役割に差異はなく、市内の認可保育園の全てが、子供たちに対し国の保育指針を共通の基盤として、適切な質の高い保育サービスを提供するような体制の整備を行うことが必要であると考えております。

そのため、公立保育園の存在が、質の高い保育サービスの提供の必要条件に該当するとは考えていないところでございます。

市といたしましては、先ほどの御答弁と重複するところではございますが、そういった民間の保育園や様々な関係機関、関係者の皆様が、多様なノウハウやサービスなどを安心して提供できるような環境の整備をしていくとともに、その仕組みをつくっていくとこととでございます。

また、先ほども御答弁しましたけども、国のほうで今進められております幼保小、それ以上のつなぎに向けて、これからはやはり幼児教育と小学校との接続などについての、検討などの仕組みづくりなどもしていかなければならないと思っております。

今後公立保育園の保育士についても、そういった中で保育士としての専門性を生かして、そういった仕組みづくりの中に関与してもらいながら、市としての全体の包括的な、そういった子ども・子育て支援の体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 公立保育園そのものの必要性は、ちょっと考えてないということははっきり述べられていますけども、今いる市の保育士等ですね、そういう経験者たちの力も入れながら何らかのそういう母体といえますか、それをつくって、そういう子育て日本一を目指すような、そういう姿勢を生かすためにつくりたいという、そのもう一つその先がちょっと、私もイメージがつきがたいんですけども、それは、あくまでも市が中心になって運営する母体として考えているのか、もうどっかのそういう民間の事業者に、ある面全部お任せしちゃうイメージなのか、もう少し、分かる範囲でいいですけども教えていただきたいと思っております。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） そういった企画とか、そういった推進体制の基盤となるものについては、やはり市が責任を持って行っていくものと考えておりますので、そういった推進体制などにつきましては今後の検討となりますけども、子ども・子育て支援施策と教育委員会とも連携を図りながら、進めていくようになるかと考えております。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（上林真佐恵君） 午前中も質疑の中で少し申し上げたんですけども、市がこの狭山保育園の段階的廃

園を一方的に進めていて、3か月後にもう始まってくるのに、いまだに保育の質を低下させないための具体的な内容については、保護者の皆さんの不安を払拭できてない、明確にお示しできてない、これからだっていうことだと思えます。

市には、全ての子供たちの最善の利益を保障する責任があると思えます。そういう御答弁もあったと思えますけれども、そもそもこの段階的廃園そのものが、子供たちが尊厳を持つ個人としてふさわしい保育を受ける権利っていうものを、私は侵害しているというふうに思えますので、大変重大だというふうに考えます。

党市議団は、市が今後もしっかりと公的保育責任を果たすために、狭山保育園の段階的廃園の計画については撤回して、公立保育園の維持と拡充こそ行うことを求めます。

この市が、市民参加も十分な公立保育園の果たすべき役割ですとか、そういうことを議論をしないまま一方的に廃園の方針というのを決めて、いまだに具体的な手法も明らかにできないっていう、こうした中で、せめてこの陳情者の方がおっしゃっているように、せめて市民参加による段階的廃園の検討を望むっていう、その陳情者の心情は十分に理解できるんですが、党市議団としては、先ほども述べたとおり、段階的廃園そのものに反対の立場ですので、段階的廃園を前提とする本陳情には賛成はできかねます。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

3 第15号陳情 狭山保育園の段階的廃園の検討のための官民協同による協議体の設立に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（木戸岡秀彦君） 次に、3 第16号陳情 市立狭山保育園の存続を求める陳情、本件を議題に供します。朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 3 第16号陳情 市立狭山保育園の存続を求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（中村庄一郎君） こちらは、市立狭山保育園の存続を求める陳情ということで、市立保育園を廃園する

ことは保育レベルの低下を招くと陳情者は言うておりますけれども、市の認識はいかがなもんかお伺いしたいと思えます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市内の保育施設の保育レベルにつきましては、様々な観点から捉えられるものと考えられますことから、客観的な把握は困難であると考えております。

しかしながら、苦情の件数という観点からは、9月の第5回の厚生文教委員会における陳情審査におきまして私から御説明させていただいているものと同様となりますが、市内の認可保育園の中で、過去3年半の間に保護者などから市へ寄せられました苦情などの件数につきましては、残念ながら狭山保育園が一番多かったものと認識しております。

保育サービスの提供につきましては、公立・私立における意義、役割に差異はなく、市内の全ての認可保育園が子供たちに対し、適切な質の高い保育サービスの提供をすることを目指しておりますことから、狭山保育園が廃園となった場合に、市内の保育レベルの低下を招くものとは考えてございません。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（東口正美君） すみません。今の質疑とちょっとかぶってしまうかもしれないですけども、過去に、東大和市といたしましては公立保育園を市の責任の下に民営化してきた中で、この民営化したことによって、民間の事業者が保育をしたことで、保護者の方から保育レベルが低下したという御意見があったかどうかというのを伺いたいと思えます。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） これまで民営化した公立保育園は3園ございます。高木、桜が丘、向原保育園でございますけども、この3園におきまして、公立時代と比較いたしまして保育レベルが下がった、低下したというような御意見はいただいたことはないというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（上林真佐恵君） ちょっと今の御答弁聞いてて、ちょっと聞きたいんですけども、意義や役割に差異はないということではずとおっしゃっているんですけども、そのことを、これまで我々会派でも資料要求などして内部の資料をいろいろ、議事録等をいただいておりますけど、その中で、そういうことを全く議論した形跡がないわけですね。

それを、だから何をもってしてその意義や役割に差がないっていうふうに言い切ってるのかってことを、ちょっと教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほども御答弁させていただいておりますけれども、今一つの判断する観点といたしましては、狭山保育園の苦情の件数が一番多かったというようなこともございます。全体的に、私が子育て支援部長になってからも苦情等、それから様々な各保育園の実践や活動内容、保育の内容なども見させていただいたり、いろいろお話を伺っていく中で、公立保育園と私立保育園の意義や役割も差がないというようなことで考えているものでございますし、先ほどから御説明させていただいておりますけれども、全ての認可保育園が質の高い保育を行っていくというようなことで、保育所の保育指針などでも定められておりますことから、そういったところからも差はない、差異はないということで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 保育の質について、民間と公立の差がないっていうのは、私はそれは当然そうあるべ

きだと思えます。公立だからいいっていうことではないと思うし、民間だから駄目っていうことでもないと思うし、そこはちょっと切り分けて考える必要があると思うんですけど、保育の質という点では。ただ、意義や役割っていうことについては、やはり行政機関である公立保育園と委託っていう形で保育をお任せしてる、お願いする民間保育園では明らかに違いがあるというふうに思えます。

それで、苦情のことをこの間からおっしゃってますけど、公立保育園の苦情が多いというのは、私はこれはもう市の責任以外の何物でもないと思うんですけど。何かちょっと、この間から現場の方にちょっと責任を転嫁するようなふうにちょっと聞こえちゃうんですけども、それが多かったというのは、市の責任で、これはしっかり何とかしていただかなきゃいけないことだと思いますし、その現状の市内の民間保育園と公立保育園の質の差がないということと、その意義や役割っていうことは全く別の話だと思うんですけど、そこをもう一度御答弁をお願いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） これも答弁重なりますけれども、当市の認可保育園におきましては、公共的団体である社会福祉法による社会福祉法人により運営をされているということで、そういうことから、社会福祉法人に認可保育園の運営を今までも担ってきていただいております、適切で良好な保育サービスが提供されているということを踏まえましても、公・私の差異はないということで認識してるところでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 公共性の高い団体であっても公共ではないわけで、ずっとこのことを私もやっていますが、これまでの御答弁を聞くに、現状の公立と民間の保育サービスの質には差がないということしか、そういうことしかおっしゃらないんですけれど、それは、私は差はなくて当然だというふうに、両方とも質の高い保育サービスを提供すべきだと思っておりますので、それは本当に当然のことなんですけれども、やはりその上で、意義や役割には違いがあって、そういうことを全く議論されてないんだなということが、今の御答弁でも分かったわけなんですけれども、一般質問でも言ってますけれども、やっぱり公立と民間の何が一番違うかという、私は財政基盤が違うというふうに思えます。

全部を全て繰り返しませんけれども、やっぱり保育の質を支えるために必要な施設、しっかりとした施設ということと、あと子供たちを、実際に発達を支えている保育士の専門性をやはり高く維持して、安定的に雇用していくためには、財政基盤がしっかりあることが必要で、それについては公立に比べて民間の保育園というのはやっぱり財源の裏づけが非常に弱いわけで、だからこそ保育士が確保できないとか、そういうことがあるわけですね。

やっぱり財政基盤が弱いていうところで、今後子供の数が減って行って、保育の利用者も減ってくっていくことになる、私はやっぱり採算ということもあると思いますので、こうしたリスクですね、一般質問のときにもこれはお尋ねして、部長は撤退する、採算が悪くても運営できるのかっていうことで、撤退については考えていないというようなこともおっしゃっていたわけなんですけれども、こうした財政基盤が弱い事業者に市の保育提供を全てお願いするっていうところのリスクについて、どのように備えていくのかっていうことを再度お伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） まず、市内の社会福祉法人に関しましては、保育園だけではございませんけれども、当部の所管ではございませんが、福祉部のほうで定期的に社会福祉法人の指導検査ということで、東京都などともに行っており、その財政基盤などにつきましても定期的にきちんとチェックを受けて、その中で適切な運営というものを図っております。

です。もしその財政基盤で、そういったところが非常に揺らぎそうな状況の法人であるといった場合には、市あるいは東京都のほうから指導等がなされるというようなことで、適切な財政的な運営がなされるというような、今仕組みになっております。

また、ただ少子化によって実際にお子様が少ないようになっていった場合に、そういったところで運営がどうかというようなことにつきましては、国の審議会などにおきましても、これは全国的な、今後の少子化が進むにつれての課題であるということで認識はされております。

当市におきましても同様に、将来的には、長期的にはそういった課題があるものとは認識しております。これにつきましては、今後私立保育園長会と引き続き連携を図りながら、個々のそれぞれの保育園の強みや体制などを踏まえ、多様な保育体制の整備を図り、適切な運営が継続できるようにしていただくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 株式会社の運営する保育園ではないので、株式会社とかだといきなりあしたから保育園閉園するんだとかっていう、そういうニュースもありましたけれども、ただ、社会福祉法人であっても撤退をするっていう事例は、全国的に見てもあるわけですし、やっぱり今後子供が少なくなるっていうことは全国的な問題だというふうにおっしゃってましたけど、全国で見ても、公立保育園が1園もない自治体っていうのはまだ少ないわけで、ほとんどの多くの自治体は公立保育園持ってるわけですね。

そうしたリスクに——リスクに備えるためではないと思いますけど、意義と役割をしっかりと認識した上で運営をされているんだというふうにも思いますけれども、やはりちょっと、陳情者の言うように、こうした保育の理念を現してくるっていうことについてもですし、この保育の在り方っていうのをどうやって考えてるかなっていうふうに、ちょっと今これまでの御答弁で考えるわけですが、前議会では、狭山保育園の代替園はないっていうことだったと思います。

さっきの採算の話とちょっとつながってきますけど、狭山地域みたいに、ちょっとほかの地域と比べて子供が少ない地域で、子育て支援をどうやって行っていくかということになるんですけど、採算が悪くても運営できるっていうのは公立しかないと思うんですね。やっぱりそうなってくると、狭山地域から保育園なくなって、ますます少子化が進むっていうことになると思うんですが、それが市の目指す保育の在り方なのかっていうことだと思うんですが、その点の御認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 私どもといたしましては、狭山保育園の段階的廃園によって少子化が進むという認識はしておりません。市といたしましては引き続き、私立保育園の園長会と連携、協力しながら、市の認可保育園全ての保育の質の確保や向上の取組を進めて、よりよい保育サービスを、市全体で提供できるような体制を築いていきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 今狭山保育園に預けている方々は、あの地域で預ける場所を失うということになりますし、今後移ってくるっていう、ニーズ調査なんかを見ても家の近くに保育園があるっていうのは皆さんすごく重要視されてますので、私はやっぱりあの地域から保育園がなくなる、1園なくなるっていうのは、過疎化につながっていくっていう可能性が非常に高いんじゃないかなというふうに思いますし、今この狭山保育園ということ、保護者の皆さんということだけで言っても、今あそこに預けている方々は預け先を失うわけです。

私は、誰一人取り残さないっていうSDGsの理念にも反するんじゃないかと思うんですが、御認識を伺い

ます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 預け先がなくなるということではなく、狭山保育園につきましては段階的の廃園ということでございますので、今最少年齢児のお子様たちにつきましては、最後の5歳児、年長児まで責任を持って市でお預かりをさせていただくということで、預け先がなくなるというようなことでの認識はないものと考えております。

ただ、狭山保育園に入園をさせたいということで、新規入園のお申込みについては、今ゼロ歳児は、来年1歳になる方からしかお受けできないということで、今般の一次申請においてもそのような形にはさせていただいております。

ただ、市といたしましては、その代わりとなるというようなことで、これまでも議会の皆様からも様々御提案などもいただいて進めさせていただいております。所有地の、東京都の水道局用地を活用した保育園の整備なども進めておまして、来年の4月にはそこがオープンできるということで、そういったところからも、あの地域の需要、ニーズに対しましては対応が可能になるということで考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 今いるお子さんはそうですけれども、下の子を妊娠されている方もいらっしゃいますし、これから下の子、兄弟ができたときに狭山保育園に預けたいと言っている保護者の方もいますので、そういう方にとっては、私は預け先がなくなるというふうにやっぱり思いますし、そういう方がたとえ1人でも2人でもいないことにはしてほしいというふうに思います。

保育園って数合わせじゃなくて、そこにあるからとか、市内のほかの地域に定員が空いているから、じゃそこに行きなさいってことじゃないと思いますので、やっぱり保護者の方々が自分で選んで、ここに預けたいというその気持ちは、私は最大限尊重されなくては、それが本当は尊重されて当然であって、今のこの空いているところに入れるしかないという状況が、私は本当におかしいと思いますので、そういう方々のことをしっかりと認識していただきたいというふうに思います。

それから、コロナ禍の下でDVや虐待が増えていて、家計が悪化している家庭もあると思います。行政機関である公立保育園が地域の子育て支援を行う上で果たすべき役割は、これまで以上に重要なのではないかと思いますが、御認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほどから御答弁させていただいているものと重複いたす部分もございますけれども、保育におけます自治体の役割というものは、市内の保育施設や地域の様々な関係機関や関係者の方々と連携しながら、保育現場を外部から支援できる人材を地域の資源として有効に活用する取組や仕組みの構築、そういった多様なサービスやノウハウ、そういったものなどを、実践なども支える施策を進めていくこと。そういったこととともに、保育施設の保育だけでなく地域における子育て世帯の子育て支援の充実に向けて、子育てに関する様々な関係機関等との連携や協力を図りながら、子ども・子育て支援の環境整備、仕組みの構築を進めていくことであると考えております。

そのため、狭山保育園が市全体の子育て支援の基盤となる役割を担うという認識はございません。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） もちろん、今御答弁あったような子育て支援というのは非常に大事なことでございますけれども、一般質問なんかでも御紹介させていただきましたが、コロナの休園に対応するための代替保育を公立保育園でしたこととかもありましたし、行政機関として公立保育園がその地域にあることで、園庭開放するだとか、

緊急一時保育もありますけれども、災害時の役割ってということもあると思いますし、やっぱりやるべきことはたくさんあると思いますので、今現在、市内の認可保育園の皆さんが一生懸命頑張っていただいて、質の高い保育サービスを維持していただいているっていう、だからいいんだっていうことではなくて、しっかり公立保育園の意義、役割ということは今まで議論してこなかったんであれば、しっかりとそういうことを議論していただきたいと思います。

意見です。

○委員長（木戸岡秀彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 3第16号陳情 市立狭山保育園の存続を求める陳情に賛成の立場で討論いたします。

市はこの間、公立保育園と私立保育園について意義や役割の差異はなく、市内の認可保育園の全てが適切な質の高い保育サービスを提供するよう、体制整備を行うと繰り返し答弁をしています。しかし、行政機関である直営の公立保育園と民間事業者に委託をして保育を行ってもらう私立保育園では、その意義や役割が違うのは明らかであり、公立保育園には市の保育理念を基本に地域全体の子育て支援を担い、市全体の保育の質を底上げする役割を果たすことが求められます。

そもそも市は、公立と私立の意義や役割の差異はないと言いながら、党市議団がこれまで開示を求めてきた市内部での様々な会議録等を読む限り、それぞれの意義や役割についての検証や、子供の最善の利益を保障するための保育の質とはどういうことなのかという、最も重要かつ基本的な議論すら行っておらず、またこれまでの議会のやり取りを通じて、市が保育の質というものを理解しているのか疑問を感じざるを得ません。

保育の質、すなわち保育を受ける権利を保障するということは、乳幼児であっても一人の個人として尊重されること、尊厳あるかけがえのない存在としてふさわしい保育を受けることが保障されることだと考えますが、そのためには、子供たちの発達を支えるための施設、高い専門性を持つ保育士の両輪が必要であり、この2つをしっかりと機能させるためには十分な財政基盤が必要です。

国の配置基準では、安心・安全の保育を行うことができないため、多くの保育園では基準より多くの保育士を雇っていますが、民間保育園ではそれが保育士一人一人の賃金低下を招いています。民間保育士の平均賃金は、全産業との比較で8万円から10万円も低いまま放置され、全国的に保育士が確保できない要因ともなっています。

民間保育園では、延長保育に必要な保育士を確保するための人件費を、延長保育料等に反映せざるを得ない場合も多く、保護者負担の増加にもつながっています。何より、保育施設の定員を埋めるだけの保育士が確保できなければ、保育を受ける権利の侵害です。こうした国の最低レベルの基準を補い、施設水準、保育士の賃金水準を一定のレベルに保ってきたのも、公立保育園の重要な役割の一つではないでしょうか。

コロナ禍の下でDVや虐待が増えていることが報告され、子供たちの命が脅かされています。家計の悪化が幼い子供たちに与える影響も注視する必要があります。行政機関である公立保育園が果たすべき役割は、これまで以上に重要なものとなっています。十分な議論もないまま、公立と私立の意義、役割に差異はないと強弁し、公立保育園が本来果たすべき責任を財政基盤の弱い民間事業者に負わせようとする公立保育園の全廃計画は、公的保育責任の放棄です。

日本一子育てしやすいまちを目指す本市が、今真っ先に行うべきことは、全ての子供たちに豊かな育ちを保障することを最優先に、公立保育園を中心とした子育て支援施策を発展させることであると考えことから、本陳情への賛成討論といたします。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

3 第16号陳情 市立狭山保育園の存続を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 6分 休憩

午後 2時10分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 所管事務調査、社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについて、本件を議題に供します。

本日は、基礎自治体におけるひきこもりの支援に関する調査研究報告書のアンケートの内容等について、担当部署より説明などをしていただいた後、質疑等を行い、その後に委員間で自由討議を行いたいと思います。

それでは、基礎自治体におけるひきこもりの支援に関する調査研究報告書のアンケートの内容等について、説明を求めます。

○福祉部長（川口荘一君） それでは、2021年3月に東京都市町村自治調査会が発行しました報告書、基礎自治体におけるひきこもりの支援に関する調査研究報告書のアンケート内容につきまして、本市の現状を踏まえて御説明申し上げます。

お手数ですが、お手元の報告書25ページをお開き願います。

ひきこもりの現状としまして、多摩・島しょ地域の推計結果でございます。

内閣府は、15歳から39歳を対象に、若者の生活に関する調査を2016年に実施しました。その調査では、ひき

こもりの出現率を1.57%と推計し、この率に基づき多摩・島しょ地域全体のひきこもり状態にある方の人数を推計し、図表の2-14に表してございます。

東大和市の当時の人口、15歳から39歳の人口が2万1,544人となっておりますので、この人数に出現率1.57%を当てはめ、東大和市では、15歳から39歳までではひきこもり状態にある人を339人と推計しております。またひきこもり状態にある人は準ひきこもり群と狭義のひきこもり群に分類され、さらに狭義のひきこもり群は、ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには出かける人と、自室からは出るが家からは出ない、または自室からほとんど出ない人に分類しております。

準ひきこもり率は1.06%で、東大和市の推計人数は229人、狭義のひきこもり群で、ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには出かける人の出現率は0.35%で、東大和市の推計人数は76人。同じく狭義のひきこもり群で、自室からは出るが家からは出ない、または自室からほとんど出ない人は35人と推計されております。

次に、報告書の26ページをお開き願います。

こちらは、2019年に内閣府が実施した40歳から64歳を対象とした、生活状況に関する調査に基づく推計人数であります。この調査では、ひきこもりの出現率を1.45%とし、この率に基づき、多摩・島しょ地域全体のひきこもり状態にある方の人数を推計し、図表の2-15として表しております。

東大和市の当時の人口、40歳から64歳の人口が2万9,776人でございますので、その人数に出現率1.45%を当てはめ、東大和市では、40歳から64歳までではひきこもり状態にある人を432人と推計しております。

準ひきこもり率は0.58%で、東大和市の推計人数は173人、狭義のひきこもり群でふだんは家にいるが近所のコンビニなどには出かける人の出現率は0.65%で、東大和市の推計人数は194人、同じく狭義のひきこもり群で、自室からは出るが家からは出ない、または自室からほとんど出ない人は66人と推計しております。

なお、これらの人数は実態調査に基づくものではなく、出現率に基づく推計人数となりますので、人口規模の大きい自治体ほど人数、数値が大きくなってございます。

続きまして、報告書の30ページをお開き願います。

この報告書の作成に当たりましては、東京都市町村自治調査会が令和2年8月にアンケートを実施しております。このページには詳細が記載されておりませんが、自治体アンケートの項目として、ひきこもり支援の取組状況がございました。3つの選択肢がありまして、1、行っている、2、検討中、3、行っていないの3つのうち、当市は3の行っていないを選択し、回答しております。

次に、報告書60ページをお開き願います。

ひきこもりの支援を実施していない自治体の回答状況で、支援を行っていない理由が幾つか掲げられております。市は、アンケートでは取組を行っていないと回答いたしましたが、その理由につきましては、図表の3-50の再下段のその他の部分に含まれてございます。

その他の回答の内容としまして、市は、求められるニーズが不明で実施が難しい。今後は情報収集に努め、実施を検討していきたいといったことを付け加えまして、回答してございます。

なお、今後の市におけます組織的対応としまして、令和4年度以降、現在の福祉部福祉推進課が連絡調整の役割を担うなど、関係部署との連携により、ひきこもりに関する対応を行う方向で現在調整しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお申し上げます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 説明が終わりました。

それでは、ただいまの説明に対して質疑、御意見等がございましたら御発言を願います。

○委員（中野志乃夫君） ちょっと、今の最後の説明で、支援を実施していない自治体として東大和市は回答して、ニーズが不明確で実施が難しいという回答だったようなんですけど、これはどうなんですかね。福祉部のほうからの事情聴取でそういう話だったのか、たまたま私のほうがね、そういう関係の仕事をしている関係で、以前から東大和市に引き籠もっている人を何とかしてほしいけども、問合せしても何の対応もしてくれないと、いろいろ関係機関、警察にも言ったけど全然対応してくれないって、いろいろそういうヘルパー派遣事業所が片っ端から電話かけてきて、たまたま私のとこに来たという例もありました。

だから、そういう必要性とか何かしら対処すべき、そういう案件があったということは、福祉部でも承知していたんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○福祉推進課長（山田茂人君） ひきこもりについての相談は、いろんな部署で受けております。実際に受けてきた例と申しますと、例えば青少年課に御相談に来た場合は、就職相談等の場合は、そえるに案内をしております。その他の場合は、東京都のパンフレットの若ナビというものを手渡しまして、東京都の相談窓口を御案内しております。

また、健康課に相談に来た場合、生活困窮の相談であれば、先ほど申しましたくらし・しごと応援センター そえるに案内してございます。生活保護の相談に来た場合につきましては、生活保護が決定した場合はひきこもりに特化した支援は行っておりませんが、世帯の自立に向けた支援をケースワーカーが行っていると、現在のところはそのような状況になっております。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（東口正美君） ひきこもりの定義とかも、この冊子の最初のほうに書いてあると思うんですけども、引き籠もってる当事者が悩んでいる場合、困っているっていう相談があるっていうことは、なかなか難しいかなと思ってます。恐らく、ひきこもりに対する相談事を持っているのは、その方との関わりのある御家族や周辺の人たちが困ってるんだというふうに推察をします。

あと、もう一つ、引き籠もっている状況を市が把握をしようとした場合、多岐にわたる市としては市民の人たちとの、今言ったように青少年課もあれば生活福祉課もあれば、そえるもあれば、健康に関する国保とか様々、いろんなチャンネルがあると思うんですけども、その中で、ひきこもりと定義される人たちの調査をもし市が行うとするとどういう、1つの部署では難しいと思うんですけども、どういう方法が今後考えられるのかっていうことを伺いたいです。

○福祉推進課長（山田茂人君） 現在、申し訳ないんですけども、そこら辺の状況についてはこちらで把握しておらないんですけども、例えば先進市の江戸川区では、そういった調査をしているということを把握しておりますので、そういったところも含めて、今後情報収集に努めてまいりたいと思っております。

それと、その御家族に関しての情報ですと、現在社会福祉協議会が実際、家族会というのを今立ち上げております。それで、そこに向けた話合いを1回実施した後に、4回の準備会を経て、9月ですかね、この年の9月に発足して家族会を開催しているというような状況もありますので、そういうことも含めまして、情報収集に努めるとともに来年度以降ですね、事務分掌もまだ定まってないので、来年度以降実質的な連絡調整に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

私としては、8050問題と言われるように、地域包括支援センターが高齢者への介護サービスを提供する中で、行政的には一番家庭の中に入っていきやすい機能を持っているかと思います。ただ、一方で、地域包括支援センターが高齢者の介護に対する事業をやる権利は持っていると思うんですけども、そこで引き籠もっている方への支援の権利というか、権利も義務も持ってないっていう状況かと思います。現場の中では、そこが情報提供等されて動いている部分もあると思うんですけども、現在の市の取決めも、もしくは国の法律の中で、その辺のことをどのように位置づけているのかっていうことをお聞きしたいです。

○福祉推進課長（山田茂人君） 現在、国のほうでは実際ひきこもり関連の担当大臣もいらっしゃるということで、国が推進する取組を実際東京都も組織的に設けてまして、現在東京都においてひきこもり支援の機運を高めようと、東京都と都内の市町村でつくるひきこもりに係る支援推進会議が、令和3年9月に発足いたしました。

それで、ひきこもり支援の在り方や方向性を検討してきた、都の有識者会議の提言を受けた対応をしまして、都の政策や区市町村による好事例の共有を図ることを目的として発足しております。

それで、地域包括支援センター、そういったところも連携いたしまして、こちらですと高齢介護課が所管になるんですけども、そういった部署とも連携して、その実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（東口正美君） なので、実態の把握の方法としては考えられるんですけど、今の法整備の中で、それは許されているというんですか、何というんですか、かつてそこが引かかっちゃって進まなくなっちゃったような事例があったような気がするので、やってもいいということであれば、そういう方向に進んでいけばいいと思うんですけど、今そうになってないのかなと思うので、ちょっとその辺をもう少し詳しく教えてください。

○福祉部長（川口荘一君） 市におきましては、現在まだ組織的な部分で対応がし切れていないというような状況がございます。こうした状況を改善するために、令和4年度の組織改正におきまして、現在の福祉部福祉推進課を中心に取組を進めていこうということでございます。

そして、ひきこもりの原因というのは、様々な理由、それぞれの御家庭の状況において発生してくるものがありますし、現在ひきこもりというのは若年層だけではなく、8050のお話出ましたけれども、40代、50代の方もひきこもりの状態にあるような方もいらっしゃるということです。それら、市が掘り起こしを起こすようなということは、なかなか難しいと思いますので、現在様々な見守り等のネットワークがございますので、そういったネットワークを活用して、もしそういった御家族から御相談があれば、来年度以降になりますけれども、適切な対応が取れるように組織的にも進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（根岸聡彦君） 御説明ありがとうございました。

25ページ、26ページの表について、出現率が1.57%ですとか1.45%というふうに書かれているんですが、これは、恐らく2ページの内閣府の若者の生活に関する調査で、全国ベースの推計値だと思うんですが、15歳から39歳までが54万1,000人、40歳から64歳までは61万3,000人いるとしておりということから、割り出したところだと思うんですけども、当然のことながら、これ都心部と農村部では多分割合が違って来るだろうし、気候的な条件、あるいはその近くにお店があるかないかといった社会インフラ上の条件等によっても大分

違ってくると思うんですが、この東大和市の15歳から39歳の場合の出現率1.57%で出した339人という推計値、また40歳から64歳までの場合の432人という推計値について、市の認識あるいは評価というんですかね、実際に何人いるっていう調査は非常に難しいと思いますし、数えることはほぼ不可能に近いと思うんですが、この数字についての評価ってのはどのように。

○福祉部長（川口荘一君） この調査研究報告書の、ひきこもり状態にある方の人数についての認識ということでございますけれども、これまでの間、市におきましては、ひきこもりの方への実態調査といったものは実施してございません。今後もそういった調査というのは、一定の難しさがあるのかなというふうな認識です。

現時点では、やはりこういった報告書がまず出されましたので、こういう全国平均ではあっても、こういう各自治体には一定程度のひきこもりの方がいらっしゃるということを、この報告書で改めて認識し、今後そういった方への支援、取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） 質疑はこの程度にとどめたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） ここで、説明員退室のため暫時休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時31分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、続いて委員間での自由討議を行います。

○委員（上林真佐恵君） 今皆さんの質疑とか聞いていて、本当に支援って一言で言っても、その方によって求められていることって違うと思うんですよね。御本人は出たくないと思ってる方も、このままで今自分は幸せなんだと思ってる方もいたり、御家族がなかなか大変だと思うんですけど、家族の方の支援であったり、御本人の支援にしても、生活に困窮していらっしゃる、障害があるとか、本当に支援って言っても一つではないし、ゴールみたいなものもちょっとその方によって、どこをもってしてっていうところはすごい難しい中で、実態調査もなかなか難しいと思いますし、なかなか市のほうでやるっていうのも本当に難しいなって、今聞いてて思って、今度、家族会みたいなのできるっていうのは、すごくすばらしいことだと思うんですけど。

他市でこういう支援、さっき先進事例とかもありましたけど、一口にこうすればいいっていう支援が一つじゃないし、本当にいろんな課にまたがってるし、年齢もいろいろまたがってる問題なので、これから学習会のお知らせとかもありましたし、そういうものを見ながらどう、自治体が求められる支援って本当に難しいなと思って、今ちょっとただの感想なんですけど、これから勉強して、そういうことを委員会でも提案できたらいいなっていうふうに思います。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

○委員（実川圭子君） 今どんな支援ができるかって、難しいなっていうのは私もそう思ったんですが、この報告書の32ページのところで、北多摩、南多摩地区の支援状況というのが下のほうに、図表の3-3というところを見ると、結構ほかではやってるんだなっていうのがこれで見分かって、東大和市は北多摩西っていうところに当たるんですけども、そこは検討中が多かったり、でも東大和のようにやってないっていうのは本当

に、オレンジのところですよ、きつと。少ないんだなと思うと、他市ではいろいろ取組が進んでるというふうに思うので、しっかり研究していきたいと思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

○委員（東口正美君） すみません。先ほども質疑させていただいたんですけども、私としては、やはり地域包括がいろんな意味で情報は持っているけれども、そこを中心とした支援の体制というのを、先ほど言ったように当市ではまだできていないというふうに理解をしているので、この報告書の中で、先進事例の中で、地域包括支援センターを受託者として委託しているのが日野市なので、視察等については委員長、副委員長もお考えだと思うんですけども、私としては、この包括支援センターを中心とする仕組みづくりみたいなのを勉強したいなと思っていて、場合によっては、うちの市の包括支援センターにもその実態を伺えるような機会を持っていただければ、ありがたいなというふうに思っておりますので、委員長、副委員長のほうでお願いします。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了いたします。

お諮りいたします。

所管事務調査、社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについてにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（木戸岡秀彦君） これをもって、令和3年第7回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午後 2時36分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 木 戸 岡 秀 彦